

神奈川古代史素描

—ヤマト王権の進出と足柄評の分割—

荒井秀規

はじめに

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. ヤマトタケル説話をめぐって | 2. 足柄評をめぐって |
| (1) 相模とヤマトタケル説話 | (1) 評の分割 |
| (2) 東国とヤマト王権 | (2) 相模とヤマト王権 |
| (3) 相模・武藏の境界 | (3) 足柄評衙と相模「国宰所」 |
| | おわりに |

はじめに

相模と南武藏からなる神奈川の古代、この場合に4世紀あたりから7世紀までのラフスケッチを相模を中心に行いたい。南武藏に関しては、甘粕 健氏の著名な論文「武藏国造の反乱」(甘粕1970)があり、さらにその後稻荷山古墳出土の鉄劍に「辛亥年」以下の銘文が確認されたこともある。一方、相模では、キーポイントとなる平塚市真土大塚山古墳が墳形の確認(前方後円ないし前方後方墳、また円墳とも)がとれていますで消滅し、さらに足柄平野(酒匂川流域)に前方後円墳が確認されないこともあってか、文献史学から古墳時代を鳥瞰することは少ないようと思われる。⁽¹⁾

本稿では、その一端を試みるが、その際、ヤマトタケル伝承と前稿(荒井1993)で考察した足柄の特殊性を考慮し、かつ相模・武藏国境の成立に着目したい。筆者の専攻から、それは文献史料をたよりに憶測を加えていくことになり、一方、考古学の成果の導入は希薄になるだろう。文献サイドからの一つの妄言と受け止め戴き、ご教示・ご叱正を賜れば幸いである。

1. ヤマトタケル説話をめぐって

(1) 相模とヤマトタケル説話

まずは、ヤマトタケル説話を考えてみたい。もちろん、ヤマトタケルは伝承上の人物であり、実在はしない。しかし、ヤマトタケル説話の背景は存在した。ヤマト王権(以下ヤマトと略す)の地方進出である。ヤマトの勇者であるヤマトタケルは、4世紀から7世紀にかかるヤマトの地方進出の展開の中の多くの人物の事績を一身に象徴したものと言え、崇神紀の四道將軍派遣の伝承や雄略天皇の事績などが集大成されたものである。⁽²⁾

さて、ヤマトタケル説話の中で神奈川が登場するのは、東征説話の部分である。『古事記』と『日本書紀』に相違が大きいので、長文となるが両者を引用しておきたい。

『古事記』景行天皇段

故、ここに、相武國に到りましし時、其の國くにのみやっこ造詐りて曰さく、「此の野の中に大沼有り。是の沼の中に住める神、甚く道速振る神なり。」とまおしき。是に其の神を看行はしに、其の野に入り坐しき。ここに其の国造、火を其の野に著けき。故、欺かえぬと知らして、其の姫ひめ比売命の給ひし蓑の口を開けて見たまへば、火打其の裏に有りき。是に先づ其の御刀以ちて草を刈り撥ひ、其の火打以ちて火を打ち出でて、向火を着けて焼き退けて、還り出でて皆其の国造等を切り滅して、即ち火を著け焼きたまひき。故、今に燒追と謂ふ。

其れより入り幸でまして、走水の海を渡たりたまひし時、其の渡の神浪を興し船を廻らして、得進み渡りたまはざりき。ここに其の后、名は弟橋比売命曰したまはく、「妾、御子に易りて海に入らむ。御子は遣はさえ政を遂げて覆奏したまふべし。」とまおして、海に入りたまはむとする時、菅くさ八重、皮かわ八重、絶ぜつ八重を波の上に敷きて、其の上に下り坐しき。是に其の暴浪自ら伏ぎて、御船得進みき。ここに其の后歌ひたまひしく

さねさし 相武の小野に 燃ゆる火の 火中に立ちて 問ひし君はも

とうたひたまひき。故、七日の後、其の後の御櫛海辺に依りき。乃ち其の櫛を取りて、御陵を作りて治め置きき。

其れより入り幸でまして、悉に荒天流蝦夷等を言向け、また山河の荒ぶる神等を平和して、還り上り幸でます時、足柄の坂本に到りて、御糧食す処に、其の坂の神、白鹿と化りて来立ちき。ここに即ち其の昨ひ遣したまひし蒜の片端を以ちて待ち打ちたまへば、其の目に中りて乃ち打ち殺したまひき。故、其の坂に登り立ちて、三たび嘆かして、「阿豆麻波夜一阿より下の五字は音を以ふよー」と詔云りたまひき。故、其の国を号けて阿豆麻と謂ふ。

即ち其の国より越えて、甲斐に出でまして、(中略)。其の国より科野國に越えて、乃ち科野の坂の神を言向けて、尾張國に還り来て、先の日に期りたまひし美夜受比売の許に入り坐しき。

『日本書紀』景行天皇四十年十月癸丑条

冬十月の壬子の朔癸丑に、日本武尊、発路したまふ。(中略)。

是歲、日本武尊、初めて駿河に至る。其の処の賊、陽り從ひて、欺きて曰さく「是の野に、蠻鹿甚だ多し。氣は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨して狩りたまへ。」とまうす。日本武尊、其の言を信け、野の中に入りて覓獵したまふ。賊、王を殺さむの情有りて、一王とは、日本武尊を謂ふ一。其の野に放火焼。王、欺かれぬと知りて、則ち燧を以て火を出して、向焼けて免ることを得たまふ。一一に云はく、王の所佩せる剣、聚雲、自ら抽けて、王の傍の草を薙ぎ撒ふ。是に因りて、免ることを得たまふ。故、其の剣を号けて草薙と曰ふ。聚雲、此をば茂羅玖毛と云ふ一。王曰はく、「殆ど欺かれぬ」とのたまふ。則ち悉に其の賊衆を焚きて滅しつ。故、其の処を号けて焼津と曰ふ。

亦相模に進して、上総に往かむとす。海を望みて高言して曰はく、「是小き海のみ。立跳にも渡りつべし。」とのたまふ。乃ち海中に至りて、暴風忽に起りて、王船漂蕩ひて、え渡らず。時に王に從ひまつる妾有り。弟橋媛と曰ふ。穂積氏忍山宿祢の女なり。王に啓して曰さく、「今風起き浪急くして、王船没まむとす。是必ず海神の心なり。願はくは賤しき妾が身を、王の命に贈へて海に入らむ」とまうす。言し訖りて、乃ち縄を披けて入りぬ。暴風即ち止みぬ。船、岸に著くこと得たり。故、時人、其の海を号けて、馳水と曰ふ。爰に日本武尊、則ち上総より転りて、陸奥國に入りたまふ。時に大きなる鏡を王船に懸けて、海路より浦に廻る。横に玉浦を渡りて、蝦夷の境に至る。(中略)。

蝦夷既に平けて、日高見国より還りて、西南、常陸を歷て、甲斐國に至りて、酒折宮に居します。(中略)。則ち甲斐より北、武藏・上野を転歷りて、西、確日坂に還ります。時に日本武尊、毎に弟

橋媛を顧びたまふ情有り。故、碓日嶺に登りて、東南を望みて三たび歎きて曰はく、「吾嬬はや」とのたまふ。一嬬、此をば菟摩と云ふ。— 故、因りて山の東の国を号けて、吾嬬国と曰ふ。(中略)。信濃に進入しぬ。

ここで、記紀の相違の主なものは次の通りである。

	『古事記』	『日本書紀』
火難	相武	駿河
襲撃者	国造	賊
アツマはや	相模足柄峠	上野碓日峠(碓氷峠)
東征路	駿河 → 相武 → 上総 → 蝦夷の地 (この場合陸奥南部、常陸境) → 相模・足柄峠 → 甲斐 → 信濃 → 尾張	駿河 → 相模 → 上総 → 陸奥 → 日高見(北上川下流域?) → 常陸 → 甲斐 → 武藏 → 上野・碓日峠 → 信濃 → 尾張

火難の地は、襲撃者を返り討ちにし焼き払ったことから、『古事記』に「焼遣」(写本によつては「焼遣」)⁽⁴⁾、『日本書紀』に「焼津」と呼ぶとあり、これを静岡県焼津市の地名起源と捉え、『日本書紀』の方が正しく、『古事記』は編者の誤解とされることがある。しかし、『古事記』にのみ載るオトタチバナヒメの歌は火難の地を小野とし、これは式内社小野神社も所在する厚木市小野であろう。『古事記』では「小野の火難→走水のオトタチバナヒメ入水→足柄峠のアツマはや嘆息」を以て一連の物語が構成されているのであって、『日本書紀』に合わせてその火難を駿河の誤解と退ける必要はない。この例を含め記紀の相違は、一方が正しく一方が間違っているという性格のものでは、もとよりないのである。⁽⁵⁾

記紀のヤマトタケル説話を比較するに、『古事記』の方が古いもので、『日本書紀』のそれは、前者を土台にして齊明朝の対蝦夷戦闘を付加したので、東征が陸奥の奥地へと広がったものと考えられている(上田1960、平野1986・87a・b)。すなわち、『古事記』のヤマトタケル伝承は、4～5世紀代の東海ルートによるヤマトのアツマ進出を、『日本書紀』のそれは、それに6世紀代以降の東山ルートによるヤマトの陸奥進出を反映したものである(荒井1994)。伝承の素材として、駿河でも相模でも、ヤマトの進出に抵抗があったのであろうが、東海ルートの進出に関しては、時期的に見て、『古事記』により根源性を求めるべきであろう。アツマの語源ともされる「アツマはや」の嘆息は、『古事記』に足柄峠、『日本書紀』に碓日峠となるが、『常陸國風土記』に「古は、相模國の足柄岳坂より以東の諸の県を我姫国と称ふ」とあり、『令義解』公式令朝集使条に朝集使が駿馬に乗って入京できる範囲を「東海道は坂の東。謂ふこころ駿河と相模との坂の坂なり。東山道は山の東。謂ふこころ信濃と上野の坂の山なり。」とあって、この場合の「アツマ」の範囲が「坂東」とも呼ばれるようになることはアツマの始まりが本来「坂の東」の足柄峠であることを示し、その起源譚としても『古事記』に根源を求

めるべきことを意味している。⁽⁶⁾

さて、以上のように理解した上で、相模でのヤマトタケル説話を再度見ると、そこには、ヤマトの進出に対する相模勢力の抵抗と屈服が三度見られることが注目される。すなわち、

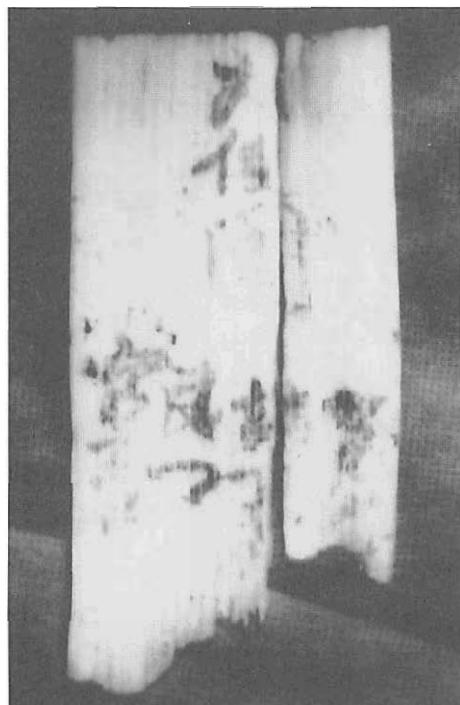
①相武国造がヤマトタケルを火攻めにしようとして、返り討ちになったこと。

②三浦半島の勢力が、ヤマトタケルの走水渡海を妨害するも、結局は渡海すること。

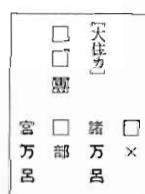
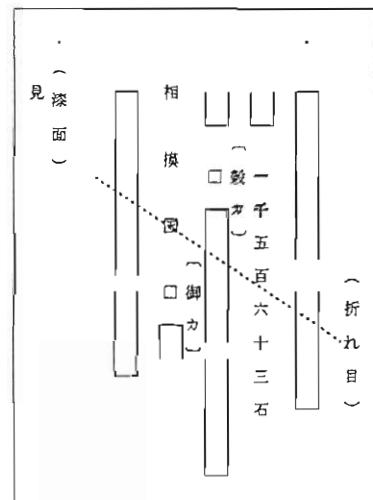
③足柄の勢力が、ヤマトタケルの通行を妨害するも、返り討ちになったこと。

である。従来、記紀に見るヤマト勢力への抵抗と屈服と言うと、吉備や出雲・筑紫・蝦夷が取り上げられることが専らであるが、相模のそれも改めて留意されねばならないものであり、古墳との結び付けも行う価値のあるものと考える。

奈良時代以降の東国は、ヤマトの対東北政策において人員・物資の供給地であった。中でも相模の地は、親ヤマト的であると評価される。天平七（735）年度「相模國封戸租交易帳」に中央の皇族・貴族・寺院の封戸が多く見られ、また国造制下に三浦半島には、後述（55頁）のようにヤマトタケルの後裔氏族とされる鎌倉別が勢力を持っていたことなどがその根拠とされている。さらに、延喜主税式を見ると、「凡そ鎮守府公廨は当國〔陸奥〕並びに相模國に給ふ」とあり、相模國に「鎮守府公廨五万四百卅七束」の出舉畠が計上されているのも、相模が伝統的に東北経営の基盤となっていたことを示している。この鎮守府公廨の相模國支給は、承和十一（844）年以降であるが、相模と東北との関係は、例えば、昨夏（1997年）報告された宮城



古川市三輪田遺跡出土「大住軍団」銘木簡
(古川市教育委員会提供)



県古川市三輪田遺跡の出土木簡に「大住國」と兵士の名があり（古川市教育委員会1997），相模の軍勢の進駐が確認され，さらに多賀城遺跡出土の漆紙（宮城県多賀城跡調査研究所1979 20号文書）に「御浦郡」⁽⁸⁾が見え，『和名類聚抄』に陸奥国色麻郡相模郷の所在（現宮城県中新田町周辺）が知れることなどもあり，奈良時代以前に遡るものである。

しかし，相模の地が，そうしたヤマトの下に位置づけられるまでには，前史が有るわけであり，ヤマトと相模の初期の接触は，決して平和裡に行われたものではなかった。そのことを示しているのが，先に見たヤマトタケル説話の①②③であると言えよう。

（2）東国とヤマト王権

問題は，相模のヤマトタケル説話をどの時期の反映と見るかである。それは，ヤマトの東国進出を何時に捉えるかということでもあるので，先ずは相模以外の東国の様子を見てみよう。

東国とヤマトとの関係を考えるに当たって，先ずもって取り上げねばならないのが埼玉県行田市稻荷山古墳の辛亥年銘鉄劍と，千葉県市原市稻荷台1号墳の王賜銘鉄劍である。

辛亥年銘鉄劍によれば，そこに記載される乎獲居（ヲワケ）臣の系譜や出自，ヲワケ臣と鉄劍副葬の被葬者の一致不一致，さらには別に存在する古墳主格被葬者との関係などをめぐって諸説あるものの，辛亥年すなわち471年から稻荷山古墳築造の6世紀初頭前後の段階で北武藏の地にはヤマトの勢力が強く及んでいたことが確実である。

銘文中の「獲加多支幽」（ワカタケル）は雄略天皇であり，同じく雄略の名が刻まれる熊本県江田船山古墳出土大刀銘とも考え合わせれば，ヤマトは雄略朝段階すでに九州から関東まで進出していたことになる。雄略は，『宋書』倭国伝に478年に宋に上表文を奉ったとある倭王武にあたるから，その文面のいう父祖が自ら甲冑を着て「東は毛人を征すること五五国，西は衆夷を服すこと六六国，渡りて海北を平らぐること九五国」は，誇張はあるにせよ，ある程度史実を反映しているものと言える。そして，ヤマトタケル説話も雄略=ワカタケルを主要なモチーフとしていることにおいて，上表文と説話内容の史実性をある程度相互保証しているのである。

ならば，『日本書紀』で武藏国人が，神功紀に朝鮮半島に派遣され，仁徳紀に河内茨田堤の造営に動員され，雄略紀に仕丁としてヤマトに出仕している記事を伝承として退けてしまうことは出来ない。そこから，5世紀段階すでに武藏の人々が遠くヤマトに仕えていたという史実を伺い探るべきとなる。

一方，王賜銘鉄劍の銘文は，表「王賜□□敬安カ」，裏「此廷カ刀カ□□□」の推定12文字の短なものであるが，注目すべき第一は稻荷台1号墳が全長115mを誇る稻荷山古墳と違って，径30mにも満たない小規模な円墳であること，第二には古墳の築造年代が5世紀中頃と考えられることから，銘文の王とは雄略の先々代の倭王済（允恭カ）にあたると考えられることである。この場合に，この古墳がこの鉄劍を副葬する背景として，①ヤマトからの派遣者が携えて

きたものであり、彼がこの地で没したため、この古墳に葬り合わせ副葬した。②この古墳の被葬者は地元の小豪族であり、すでにヤマトの王より鉄剣を直接下賜される立場にあった。③この地周辺のより上位に位置する大豪族がヤマトより下賜された鉄剣を、さらにこの被葬者たる小豪族がもらい受けた、の三説が想定されているが、いずれにしても、5世紀半ば以前に房総の地にヤマト勢力の浸透があったことは確かなものがある。

したがって、『日本書紀』に景行天皇が子のヤマトタケルの東征地を巡見した際、上総の淡水門（安房）で膳臣の祖の磐鹿六雁が白蛤を料理して天皇に献上したことから膳大伴部を賜ったとあり、また、『高橋氏文』には六雁が葛飾野（江戸川下流域）で無邪志国造や秩父国造の祖に命じて白蛤や堅魚を料理させ、景行は東方国造十二氏（十七氏とする写本もある）の子弟を一人ずつ六雁に与え土地の産物の貢納を命じたとあることも、単に伝承と退けるのではなく、房総のヤマトへの服属をそのモチーフに求めることが可能となろう。『高橋氏文』では、景行から磐鹿六雁に大刀が下賜されてもいるのに注目したい。

そして、当該の問題に引き合いに出される今ひとつが、『日本書紀』安閑元（534？）年閏十二月条の次の記事である。

武藏国造笠原直主使と同族小杵おほきと、国造を相争ひて、主使・小杵、皆名なり。年経るに決め難し。小杵、性ひととなりうて阻さばくして逆ふこと有り。心高びて順ふこと無し。密に就きて援たすを上毛野君小熊に求む。而して主使を殺さむと謀る。主使覺りて走げ出ず。京に詣でて状を言す。朝廷臨断めたまひて、主使を以て国造とす。小杵を誅す。国造主使、悚おどろ喜よし懼おそれに交ちて、黙已黙已あること能はず。謹みて國家の為に、横樽・橘樹・多氷「末カ」・倉櫻、四處の屯倉を置き奉る。

この内容をめぐっては、前出の甘粕論考が6世紀前半の南・北武藏地域の古墳群の消長に関連づけて以降、多くの考察があり、安閑朝という時期を疑問とする論も多い。そこには古墳の編年によって『日本書紀』の記事内容を遡源させる問題があり、それ故、一方には安閑紀と古墳の変遷を結びつけない論があり、さらには推古朝のミヤケ設置を関連させて逆に年代を推古朝に引き下げる理解もある。今日、この東国古代史最大とも呼ぶべき問題に関しては、辛亥年銘鉄剣との関係や毛野勢力の評価、さらには武藏の国造制の創始時期とも絡まり、定説が見いだせないのが現状であるが、大勢として、古墳の年代から武藏の動乱を安閑朝以前とする理解と、安閑紀を信頼した上でそれに適合的な古墳群の消長を探す理解とが対峙している感がある。しかし、安閑朝に武藏の動乱があったことと、その年代が530年代であるということは本来別の次元のものである。たとえば、武藏の動乱を『日本書紀』のまま安閑朝に求めた上で、それを5世紀末の武藏の古墳の消長に結びつける理解も可能であろう。また、武藏の動乱のみが取り上げられるが、安閑紀二年四月条に安閑（勾天皇）の名を付した勾舍人部・勾鞍部の設置記事があり、これが上野国分寺跡出土瓦に「勾舍人」のヘラ書きがあることを介し同年設置の緑野屯倉に関連することや、同じく安閑紀元年条に載る上総の伊甚屯倉や三嶋竹村屯倉・安芸の廬城部屯倉に関する言及がない点で、従來說にも再検討の余地がある。

この点は、いずれにしても武藏の記事だけでなく安閑紀そのものを、安閑・宣化朝と欽明朝

と二朝併立の関係で捉え直す作業が必要であるので、別稿を期してここでは触れないことにする。今は、①この武蔵の動乱は甘粕氏の論考「武蔵国造の反乱」以来、武蔵国造のヤマトに対する反乱伝承の一つとされることがままあるが、内容としては武蔵の豪族（国造？）の内訌であってヤマトへの反乱ではなく、また、ヤマトタケル説話に見る相模勢力の抵抗のように進出してくるヤマトへの戦いでもない。主使がヤマトに上り救援を求めているように、すでに武蔵の地がヤマトの傘下に入って以降の内容であり、設定された橋樹・多氷（多磨）・倉櫻（久良）⁽¹⁰⁾のミヤケが位置する南武蔵がヤマトの勢力下に置かれたのはヤマトタケル説話の内容を遡るものではないこと、②この動乱が武蔵・上野の後の東山道（武蔵の東海道編入は宝亀二年、771）を舞台にし相模に及んでいないことや、小杵が東山道ルートで毛野に結んだのに対して主使がヤマトへ向かったのは東海道ルートと想定されることから、遅くとも6世紀前半までに相模・武蔵の間に對ヤマト的な親疎があったと考えられることを確認しておきたい。

以上、武蔵と房総の地は、5世紀半ば以前にヤマトへ従属していたものと考えられるが、その度合い於いては、後の東海道の相模～房総と後の東山道の武蔵・毛野とでは温度差があり、前者の度合いがより高かったと言えよう。

（3）相模・武蔵の境界

前節を踏まえた上で、当面の問題である相模のヤマトへの服属に関して、相模・武蔵国境の成立と絡め憶測してみたい。

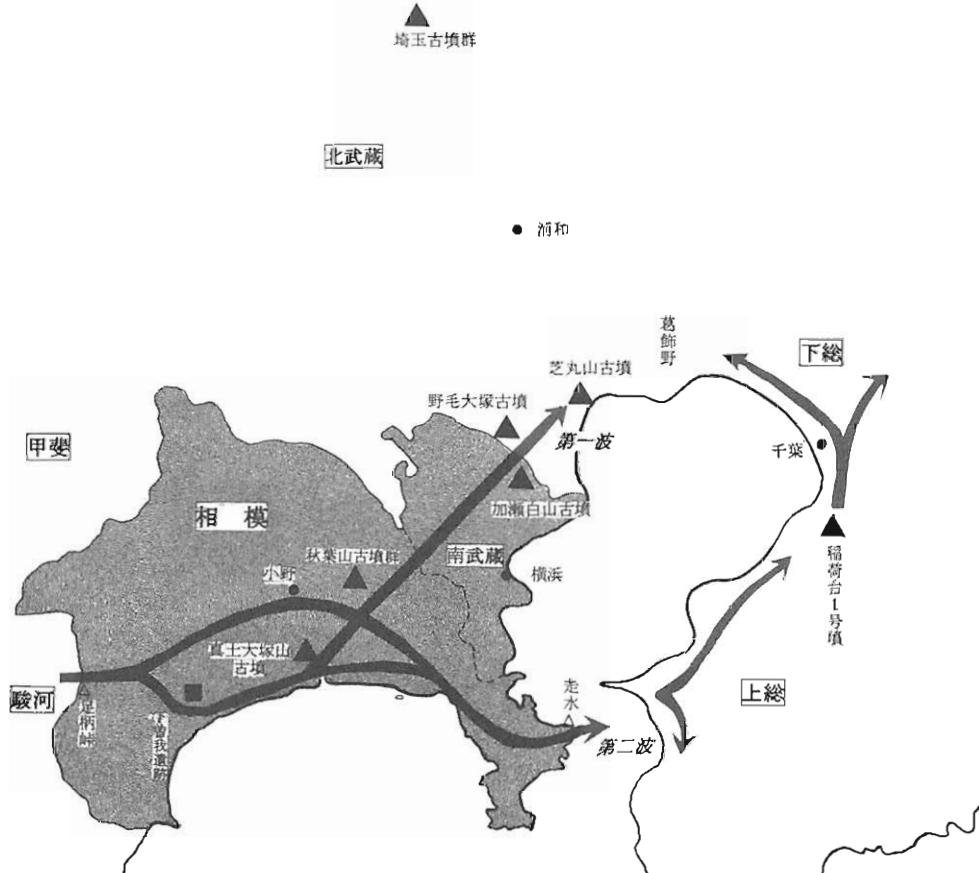
a. ヤマトの東国進出

記紀のヤマトタケル伝承を比較するに、より古い伝承である『古事記』に武蔵・上野～陸奥が見られないことは、ヤマトの東国～東北進出において東海道ルートが東山道ルートより早いことを示している。この進出のメルクマールに平塚市真土大塚山古墳と川崎市加瀬白山古墳の三角縁神獸鏡が挙げられる。共に消滅していて論者間の差異もあるので古墳の年代を広く捉え共に4世紀代とするなるば、3世紀末～4世紀代に第一波と呼ぶべきヤマトの東海道ルートの東国進出が想定されることになる。この進出は、平塚・川崎を経て、東京湾沿いに南武蔵を進んだのではなかろうか。同時期の古墳とされる海老名市秋葉山古墳群・横浜市觀音松古墳、大田区宝菜山古墳・亀甲山古墳などがそのルート上に位置する。そして、この時の進出は港区芝丸山古墳辺りで停滞したのではなかろうか。⁽¹¹⁾ 目前には東京湾岸低湿地が広がり、それ以上の前進は困難である。神奈川とヤマトとの政治的関係の始まりをこの第一波の進出に求めたい。

次の第二波の進出をモチーフにしているのが、ヤマトタケル伝承である。この進出は、前回の進出がヤマトと神奈川の勢力との同盟・連携をもたらした程度であったのに対して、いわば征服戦争であり、東征説話そのものであった。その際、前回前進を阻まれた東京湾岸ルートではなく、三浦半島から浦賀水道を渡河するルートが選ばれた。三浦半島と房総半島を結ぶのは陸より海上の方が近いことは、最近開通のアクアラインを持ち出すまでもなく、『日本書紀』

編者がヤマトタケルをして「是小き海のみ。立跳にも渡りつべし。」と言わせている。このルートの延長線上に王賜銘鉄劍を持つ稻荷台1号墳が位置し、同様なヤマト下賜劍は、相模～房総において他にも配布されたものと考えられるが、その時期は稻荷台1号墳の年代等から4世紀末～5世紀代と想定される。相模がヤマトの強い支配下に入ったのはこの時期ということになり、相模における国造制の創始もこれ以後となろう。

この第二波の進出以降、ヤマトと東国を結ぶのは三浦半島～東京湾横断ルートが主流となり、南武藏はそのルートからはずれることとなった。これ以後相模・武藏で対ヤマト的に親疎が生まれることとなるが、近時の調査により第一主体部に畿内の定型の甲冑セットが確認され、5世紀第1四半期であるとされる世田谷区野毛大塚古墳の存在からして、5世紀初頭頃までは南武藏とヤマトの関係はかなり強かったものと思われる。一方、5世紀中葉とされる第二主体部には藤岡市白石稻荷山古墳と類似する石製模造品の副葬があることから、第一主体部の次の世代には毛野文化の強い影響が指摘されている。恐らく、この世代交代間に南武藏はヤマトに加えて毛野勢力との結びつきが深まつたのではなかろうか。⁽¹³⁾



ヤマト王権の東国進出 第一波：3世紀末～4世紀、第二波：4世紀末～5世紀（原図：糸井季規）

b. 相模・武藏国境の成立

律令制下に相模と武藏の国境は、境川（多摩丘陵）⁽¹⁴⁾から戸塚丘陵を通り金沢八景へ抜けるもので、他の諸国の国境に比較するに、さほどの自然境界であると言うほどもないものである。それは相模と甲斐・駿河との国境が足柄～箱根山系であり、また武藏・下総の国境が古隅田川、武藏・上野のそれが古利根川であることを思う時なおさらであろう。いったい何故、相模・武藏の境は多摩川でないのか。現在の神奈川・東京の境である多摩川の方がよりそれらしいのに、ということが日々武藏から相模へ東海道本線で国境（戸塚駅からわずかに東京よりの清水谷戸トンネル）を越え通勤する筆者のかねてからの疑問であった。

どうやら、この答えは、武藏が宝亀二（771）年以前に東山道であり、相模・武藏国境がそのまま東海道・東山道の道境であることを考慮すると、5世紀に遡るものらしい。『万葉集』の防人歌を見るに同じ東国でも東山道と東海道に言語上の相違があることが指摘されていて、両者の相違は単に律令制下に行政ブロックが違うだけでなく、もっと根深い歴史的なものがあるようである（関1994）。

恐らく、それは毛野の影響の濃い薄いであろう。相模・武藏の相違は5世紀にヤマトと毛野の影響のどちらがより強かったに関連して派生したものと考える。すなわち、毛野文化圏のバロメーターとされる鈴鏡と石製模造品の分布を見るに、それは上野を中心に南武藏にも及び、野毛大塚古墳の石製模造品、それに続く5世紀中葉の大田区御岳山古墳と6世紀前半の大田区西岡第28号墳の鈴鏡と広がるが、相模には出土例がないことに注目したい。そして、この相違を成立せしめ、また促進させたのが、先に見たヤマトの東国進出ルートの変更であろう。ヤマトの関心が南武藏から三浦半島に移るこの時期に、南武藏は毛野文化への度合いを深めたと考えられる。ならば、ヤマトと毛野との境とも言うべき相模と武藏の境界は、必然的に相模野から三浦半島へ抜けるルートの東側のラインとして境川（多摩丘陵）～戸塚丘陵に落ち着くことになる。実際問題として、令制国としての相模国と武藏国との国境がこのラインに確定されるのは次章で述べるように天武朝のことであるが、その国境の成立には以上のような前史が描けるのである。

そして、南武藏の地が毛野文化圏から脱しヤマトの影響下に定立するのが、これに続く武藏の動乱と屯倉の設置と言うことになるが、その時期すでに東海道ルートの相模はヤマトの傘下として安定していた。次にそのヤマトの相模経営が足柄の地を中心に行われたことを章を改め考察したい。

2. 足柄評をめぐって

（1）評の分割

相模とヤマトとの関係を考えるに際して、郡制下に足柄の地が上下に分割されていることに

注目したい。足上郡と足下郡である。一般に、大宝令施行に伴う郡制施行時に、全国的に郡の分割・併合が行われたとされ、足上郡と足下郡の成立もその折りに足柄評が分割されたものと理解されている。

しかし、大宝令の施行時に伴う郡の分割としてよく引き合いに出される山背国葛野郡の分割例については、そのことを主張した黛弘道氏自身が⁽¹⁵⁾自説を修正している。すなわち、黛氏は、当初、『続日本紀』大宝元(701)年四月条より、綴喜郡権井神社と乙訓郡波都賀志神社が葛野郡内と読みとれることから、葛野郡は

上下の名称のある評郡の変遷

国	評 制 下		郡 制 下	
大 和	磯城 (志紀・志貴)	志貴上 志貴下	志貴上→城上 (しきのかみ) 志貴下→城上 (しきのしも)	
	曾布 (添・層富・所布)	所布上 所布下	所布上→添上 (そうのかみ) 所布下→添下 (そうのしも)	
	葛木 (葛城)	葛木上 葛木下	葛木上→葛上 (かずらきのかみ) 葛木下→葛下 (かずらきのしも)	
河 内	大 県	大 県 上 大 県 下	大 県 上→堅上 (かたのかみ) 大 県 下→堅下 (かたのしも)	
攝 津	三 鳴	三 鳴 上 三 鳴 下	三 鳴 上→鳴上 (しまのかみ) 三 鳴 下→鳴下 (しまのしも)	
遠 江	長 田		長 田 上→長上 (ながのかみ) 長 田 下→長下 (ながのしも)	
相 模	足 柄	足 柄 上 足 柄 下	足 柄 上→足上 (あしのかみ) 足 柄 下→足下 (あしのしも)	
筑 前	朝 倉	上 朝 倉 下 朝 倉	上 朝 倉→上 座 (かみつくら) 下 朝 倉→下 座 (しもつくら)	
筑 后	八 女 (隅咩)	上 隅咩 下 隅咩	上 隅咩→上 妻 (かみつま) 下 隅咩→下 妻 (しもつま)	
豊 前	膳 (膳木・三毛)	上 三 毛 下 三 毛	上 三 毛→上 毛 (かみつみけ) 下 三 毛→下 毛 (しもつみけ)	
対 馬	対馬上県 対馬下県		対馬上県→上 県 (かみつあがた) 対馬下県→下 県 (しもつあがた)	
備 前	上 道		上 道 (かみつみち)	
備 中	下 道		下 道 (しもつみち)	
肥 前			松浦郡 値嘉郷	上 近 (かみつちか) 下 近 (しもつちか)

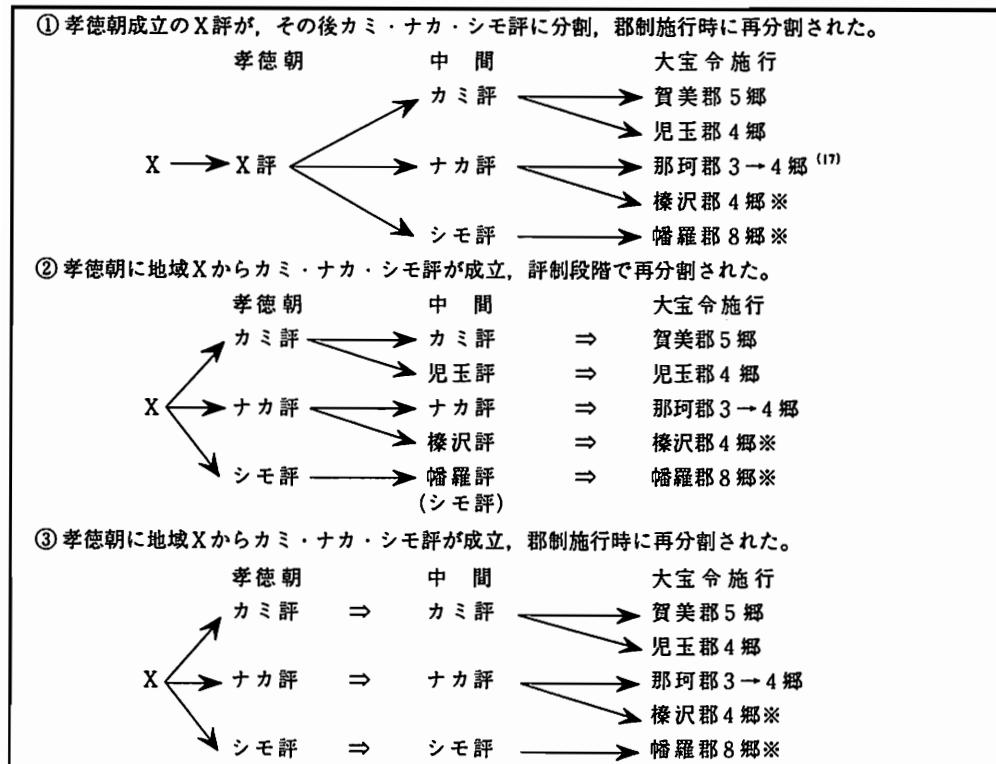
もとより綴喜・乙訓・愛宕・紀伊・久世郡など山城盆地は大宝令以前は改新詔の定郡規定(氏によれば飛鳥淨御原令の潤色)下に葛野一郡によって占められ、それが大宝令施行後に戸令定郡条により数郡に分割されたと理解した。ところが、1980年の藤原宮跡発掘調査の際に「弟国評鞆岡三」と記された木簡(加藤1981)が出土したことから、その分割は飛鳥淨御原令によるものと見解を修正するに至っている(黛1955・82)。

この葛野の例が成立しないとするならば、他に大宝令施行に伴う領域の分割が行われたことを示す確たるものではなく、従来の理解は再考の余地があることになる。私見は、前稿で示したように、足上郡・足下郡をはじめとする上下分割郡には、その分割が郡制施行下である遠江国長田郡以後の例を除き、大宝令施行以前すなわち評制下の分割を継承するものがあると考える。

足柄で言うならば、足柄評が足柄上評と足柄下評に分割された後、大宝令の施行による評制から郡制への移行によって足柄上郡と足柄下郡となった。その後、和銅六(713)年に『風土記』選上と共に「郡と郷の名に好字を着ける」ことが命ぜられた際に、延喜民部式上に「凡そ、諸

国部内の郷里等の名は、並に二字を用い、必ず嘉き名を取れ。」と規定されるように二字郡名に整えられ、足上郡と足下郡の表記されるに至ったのである。

武藏国のカミ・ナカ・シモ評の分割 源は余戸アリ



前稿後、こうした評制下の分割を示す史料が加わった。武藏国那珂郡の例である。1995年の飛鳥京跡第131次調査出土木簡に「无耶志国仲評中里布奈大賛一斗五升」とあるもので、埋没時期は遺構からは特定されないと報告されている(清水ほか1996)。この「仲評中里」は後の那珂郡那加里である。賀美郡の存在からして、従来は那珂郡は大宝令施行に伴い分割成立したものと考えられていたのであるが、この木簡によって、仲評が評段階で地域Xがカミ・ナカ・シモ評に分かれたものであることが確定的となった。

この場合に、賀美郡と那珂郡が隣接していないことから、分割後に再分割がなされたと考えられる。地形的に見て、それは荒川北岸の範囲内で、『和名類聚抄』の郷数を勘案するに、賀美郡・児玉郡がカミ評、那珂郡・横沢郡がナカ評、幌羅郡がシモ評に当たり、シモ郡の名が伝わらないのは、郡制施行当初からか、あるいは和銅の好字二字令で幌羅郡に変更されたのである⁽¹⁸⁾。その分割の時期は、①②③の何れかが想定されるが、近時発掘調査された埼玉県岡部町の熊野遺跡(横沢評衙跡?)・中宿遺跡(横沢評正倉跡?)(岡部町教育委員会1995・97a・b)が7世紀後半の成立であることを考慮するに、②ではなかろうか。そして、この場合に「中間」

は、天武十二（683）年から十四年にかかる諸国の国境確定とそれを受ける飛鳥淨御原令の施行が該当するのではなかろうか。

評・郡の規模に関しては、大化改新詔と養老令文（大宝令文も同じ）とでかなり相違がある。

『日本書紀』大化二（646）年正月一日条（大化改新詔）

- a 凡そ郡は四十里を以て大郡とせよ。三十里より以下、四里より以上を中郡とし、三里を小郡とせよ。
- b 其の郡司には、並に国造の性識清廉にして、時の務に堪ふる者を取りて、大領・少領とせよ、強く幹く聰敏にして、書算に工なる者を、主政・主帳とせよ。

養老（大宝）戸令定郡条

- c 凡そ郡は二十里以下、十六里以上を以て大郡とせよ。十二里以上を上郡とせよ。八里以上を中郡とせよ。四里以上を下郡とせよ。二里以上を小郡とせよ。

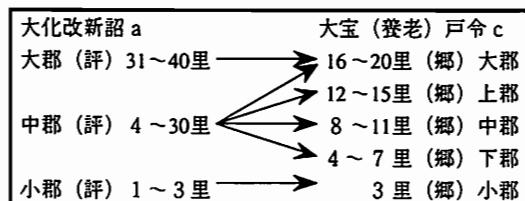
養老（大宝）選叙令郡司条

- d 凡そ郡司には、性識清廉にして、時の務に堪ふる者を取りて、大領・少領とせよ。強く幹く聰敏にして、書算に工なる者を、主政・主帳とせよ。其れ大領には外從八位上、少領には外從八位下に叙せよ。其れ大領、少領、才用同じくは、先ず国造を取れ。

一般に、改新詔のa定郡規定は、「郡」

評・郡の規模

字は大宝令文、内容は飛鳥淨御原令による潤色であるとされ、飛鳥淨御原令の規定が大宝令cによって大幅に修正され、郡制への移行に伴う分割・併合が行われたと考えられている。しかし、先に述べたように大宝令施行に伴う分割・併合に再検討の必要があることからすれば、改新詔のそれを当時のものとし、大宝令文を飛鳥淨御原令文の踏襲と考えることも可能であろう。



すなわち、評の分割・併合は、飛鳥淨御原令施行の前後に大きく行われたのであり、大宝令に基づく郡制施行の段階では、小範囲にとどまり全国的なものではなかったと考える。全国で検出されている郡衙遺跡は7世紀末の評制施行期に創建年代が求められるものが多いことが、それを裏付けている。逆に、大宝令施行当初に大規模の地方行政区画の変化があった形跡は見られないものである。⁽²⁰⁾

改新詔のa定郡規定が、飛鳥淨御原令による修飾ないしは同令文の転載とされる主たる根拠とされる井上光貞氏の論考も実は当初の草案を引き合いに出している。すなわち、井上氏は、改新詔の典拠法令を大宝令文でなく飛鳥淨御原令文であるとする論旨の中で、当初の草案と「きわめてよく符号する」としている（井上1985）。また、同様にa定郡規定を飛鳥淨御原令文の転載とする八木充氏も、その場合に「大宝令の施行によって、郡の分割が当然行われたはずであるが、この推測は事実とよく符合する」とするが（八木1968）、ここでもその「事実」とは当初の草案である。そのほか草案を受ける論は数多い。⁽²¹⁾

しかし、草案が修正された今日、井上・八木両説をはじめ多くが草案とは「符号しない」ことになり一両氏ほか諸説の理解はそれでも成立するが一、有力な根拠を失ったと言わねばなら

ない。また、長岡京出土木簡などにより飛鳥淨御原令制下の評制が実証されている今日、少なくとも令文そのものの転載説は完全に否定されている。

ここで翻って、改新詔の a 定郡規定の内容を大化期当時のものとすることは出来ないであろうか。井上氏・八木氏が、a 定郡規定から c 戸令定郡条への移行に伴うものとした分割例が、黛修正案によって大宝令によるものから飛鳥淨御原令によるものに遡ったことを考慮すれば、その分割は、大化当時の a 定郡規定から飛鳥淨御原令の定郡条への移行に関連するものと、全体をスライドさせることも可能であろう。すなわち、a 定郡規定は大化期当時のものであり、黛修正案が言う葛野の分割は、a 定郡規定が養老（大宝）戸令定郡条と「評」字から「郡」字への変更を除いて同内容である飛鳥淨御原令の c 定郡条に移行したのに関連する処置であったと考える。その場合に a 定郡規定が c 定郡条に比べて広狭差が著しいのは、評制施行段階においては従来の国造のクニをそのまま評に取り込み、積極的な均分化は行わなかったことによる。そして、その均分化を貫徹する飛鳥淨御原令の定郡条 c の前提となったのが、天智九（670）年の庚午年籍の作成による人口把握を前提として、天武十年代の諸国国境の確定=令制国の成立ではなかろうか。諸国の国境が区画される共に国内の評の規模も調整された一逆に言えば評の領域調整があって国が確定された一のである。

篠川 賢氏は、考察は異なるも私見と同じく a 定郡規定を大化期当時のものとし、

「大化」期（東国以外では皇極期から一篠川氏一）の「国司」派遣が評制施行の準備とその実施を主たる目的としたものであるならば、この時期に（正確に言うならば第四詔で評制の実施を命ぜられた「国司」が派遣される以前に一篠川氏一）、「郡」（評）の等級を定めた命令が出されていてしかるべきであろう。

としている（篠川1996）。この第四詔とは、『日本書紀』大化二（646）年八月十四日条の派遣国司・在地国造に宛てた詔であり、その中に、「国々の壇堈を觀て、或は書、或は図を持ち來りて示せ奉れ。国県の名は、来る時に將に定めん。」とあるのを、篠川氏は建評の命令と読みとり、その具体例を『常陸国風土記』の建評記事とする。また、b 郡司任用規定については、その『常陸国風土記』の建評記事に「国造一族」以外からも評の官人が任命されていることから、当時の現実に合わず、「令文を基にした『日本書紀』編者の作文と解するのが最も妥当」とするが、その「令文」が何令かは言及されていない。この篠川説は、国造制との関わりで論じられたもので、b 郡司任用規定の「国造」の解釈など含めて検討しなければならないのであるが、今それはさておき、当面の問題である a 定郡規定について支持しておきたい。⁽²³⁾

さて、全国的な評制の施行時期に関しては、大別して孝徳朝、天智朝、天武～持統朝（飛鳥淨御原令以前説と以後説）とする三説があるも、鎌田元一氏が説く孝徳朝の「天下立評」説（鎌田1977）が妥当である。ただし孝徳朝に成立したのは初期「評」であり、それが天武～持統朝に分割（及び統合）を受けて後に郡とされる所の評に変質すると考えられるから、その意味においては、天武朝に評制の全面施行を求める説も一つの理解となりえる。史料的には、齊

明朝や天智朝の評の分割例もあるが、それらは個々の特殊例であり全国的規模のものではなかろう。

ここで、天武朝に初期「評」から評制への移行を全国的に求めるのは、上述の定郡規定の変遷によることのほか、山中敏史氏の研究に依拠するからである。すなわち、山中氏が、発掘されている7世紀第4四半期以降の郡衙に連続する評衙（評・郡衙）と、それ以前の本格的官衙施設の存在が確認されない「評」（本稿の初期「評」）に想定される豪族の居宅と未分化な「評衙」とを区別し、立「評」は孝徳朝に遡るも全面的な評制は飛鳥淨御原令によるのであり、その評制と後の郡制とは「地域支配における質的な差があまりなかった」（山中1994）とするのを支持したい。

以上、私見としては、孝徳朝に全国的に施行された初期「評」制が、飛鳥淨御原令の施行に前後して天武朝に分割・併合など領域の調整がなされたのが後の郡につながる評なのであり、大宝令施行に伴っては「評⇒郡」の行政区画名称の変更はあっても質的な差異はなく、区画の分割・統合はあっても全国的規模のものではなかったと考える。

この具体例として、先に見た武藏国ナカ評や山背国オトクニ評の木簡があるわけだが、ここで、木簡以外から、飛鳥淨御原令施行の前後に評の分割が行われた例と、その可能性の高い例をあげておきたい。

①大和国葛城上評・忍海評・葛城下評

大宝令下の葛上郡と葛下郡は、隣接せず中間に忍海郡が存在する。忍海郡は葛城県の中核であり、葛城御県神社が所在し、清寧紀には「葛城忍海之高木角刺宮」で忍海郎女（飯豊青皇女）が称制したとも伝える葛城の中心地帯であり、大宝令の施行に伴い葛城評が葛城上郡・忍海郡・葛城下郡に三分割したとされることがある。しかし、この理解には大宝令施行以前の『日本書紀』天武十三（684）年是年条に「倭国葛城下郡」があり、『続日本紀』大宝元（701）年八月七日条に「大倭国忍海郡」が初見する難点がある。この点、これらを潤色とせずに、むしろ葛城の地の分割はその当初に於いて葛城上評と葛城下評の二分であり、次に葛城上評から忍海評を分評したと考えるのが妥当であろう。ならば、この忍海評の分評も飛鳥淨御原令施行に前後する時期と考えられ、それに先立つ葛城の上下分割は孝徳朝のことと考えることが出来よう。

②大和国添上評・添下評

藤原宮木簡の「□妻所布評大野里」（奈良県教育委員会1969a 22号木簡。木簡学会1990）を以て、天武紀五（676）年四月四日条の「倭国添下郡」を潤色とし、大宝令施行によって上下に分割されたものとする理解があるが、この木簡と同じく藤原京内裏東側南北幹線水路（東大溝）から出土した木簡に「辛酉年」（661）銘を持つものがあり（奈良県教育委員会1969a 86号木簡）、「所布評」木簡が天武五年以前にかかる可能性もある。その場合に、この天武紀五年四月四日条は、当時すでに添（所布）の地の分割が行われていた証左となる。また、同条は大宝令下の平群郡飽波郷を「倭国飽波郡」とし「平群郡（飽波郷）」とは潤色していない。「添下

郡」のみを潤色とすることは出来ないであろう。天武紀には19例の郡名が載るが、元年六月条の美濃国「安八磨郡」以下、いずれも当時の評名と考えて差し支えないものである。⁽²⁶⁾

③筑後国上陽咩評・下陽咩評

景行紀十八年条に「八女県」とあり、持統紀四（690）年九月二十三日・十月二十二日条に「上陽咩郡」とあり古訓にカミツヤメとあるので八女県が評の段階で上下に分割されたものとわかる。天平期のものとされる『筑後国風土記』の逸文に継体朝に「上妻県（郡）」とあるように、郡制下には上妻郡・下妻郡となる。

④豊前国上三毛・下三毛評

景行紀十二年九月条に「御木。木。此をば開と云ふ。」、『筑後国風土記』逸文に「上膳県」とある。大宝二（702）年と想定される『豊前国上三毛郡戸籍』があり、『続日本紀』天平十二（740）年九月二十五日条に「上毛郡」「下毛郡」が載る。ミケ（御木・膳）評が上三毛・下三毛評に分割されたのである。

⑤摂津国三嶋上評・三嶋下評

『日本書紀』には雄略紀九年条に「三島郡」、安閑紀元年条に「三嶋」とある他、欽明紀二十三年十一月条に「今の摂津国の三嶋郡の埴廬の新羅人の先祖なり」とあり、『日本書紀』の当該部編纂時期に未だ分割されていなかった事を示している。従って、分割の上限は『日本書紀』の編纂が始まった天武十年代以降となるが、一方下限は、『続日本紀』和銅四（711）年正月四日条に嶋上郡に大原駅、嶋下郡に殖村駅を置くとあるのがそれで、また平城京出土の木簡に「三嶋上郡白髮部里」（奈良国立文化財研究所1975）とあるのも和銅初期のものと報告されている。幸いな事に、嶋上評・郡衙が発掘されていて（大阪府高槻市郡家川西遺跡）、7世紀末に遡るものである。恐らく、それ以前の三嶋評衙とは別に嶋下評衙として新設されたものであって、三嶋評の分割が、評制下であることがわかる。⁽²⁷⁾

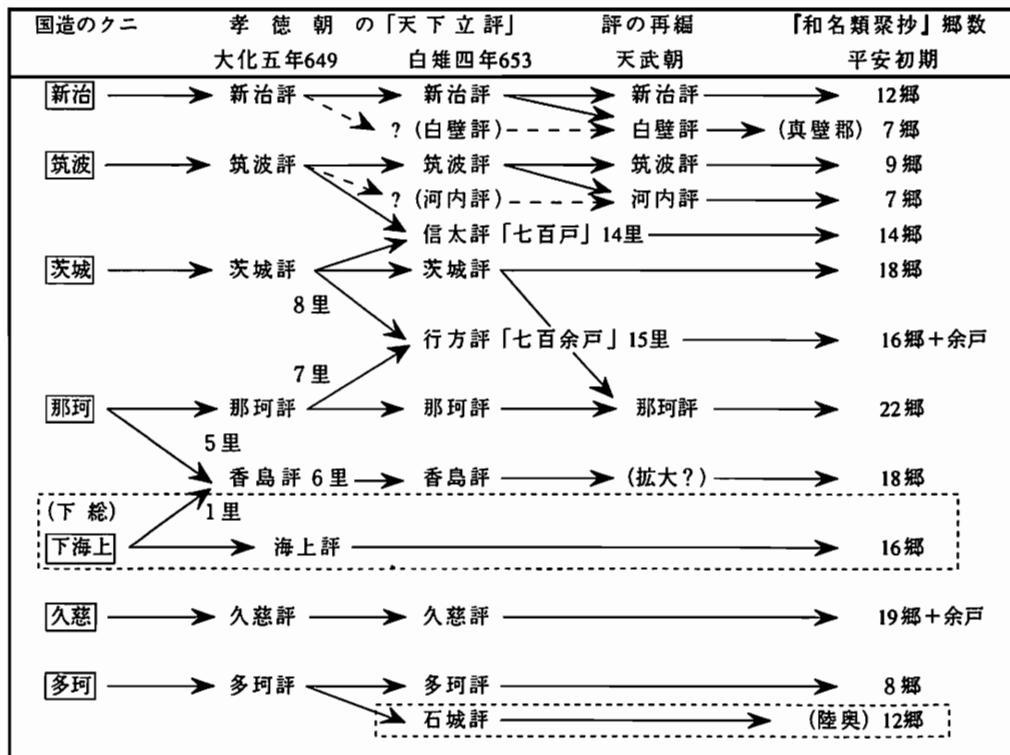
⑥出雲国秋鹿評と島根評

『出雲国風土記』秋鹿郡恵媛浜条に、浜に流れる運河を造ったのは今の島根郡の大領社部臣氏の先祖だとある。『風土記』成立の天平五（733）年では、島根郡大領家が社部臣氏、秋鹿郡大領家が刑部臣氏となっているが、以前は島根郡と秋鹿郡が一体であり、評の官人には後の島根郡司家が就いていたのである。島根評から秋鹿評が分評した際に、秋鹿評督家には刑部氏がなったのであり、全国立評以後の評制下である可能性がある。

⑦常陸国筑波評と河内評および新治評と白壁評（真壁郡）

河内評と白壁評の成立に関しては、『常陸国風土記』に両郡の記事がまったく欠落していて不詳だが、河内郡が筑波郡と信太郡の中間に位置し、また白壁郡がもと新治のクニとする記述があることから、『風土記』が信太評（筑波評と茨城評を割いてを建評）・行方評（茨城評と那珂評を割いて建評）・石城評（多珂評より分評）が成立したとする白雉四（653）年に、それぞれ筑波評、新治評から分評したと考えられることが多い（森1987、大津1992）。しかし、

常陸国の評制の変遷

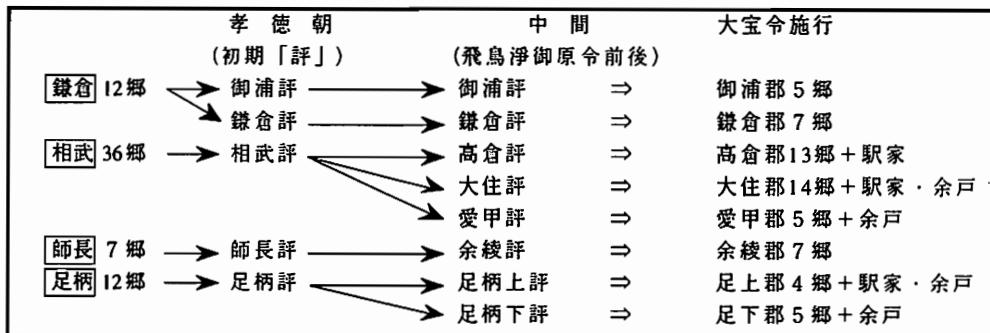


それ以後の可能性もある。白雉四年に筑波評が筑波・河内・信太の三評に分かれたとすると、母体であった筑波評（『和名類聚抄』で9郷）が新評の信太評（『風土記』で700戸）より小さくなってしまう。これは、むしろ白雉四年の段階では河内評は未だ分評されておらず筑波評と信太評のみであり、後に筑波評の再度の分割で河内評が成立したのではなかろうか。茨城評では、評衙は当初茨城里に置かれていたが、茨城里は『風土記』段階で那賀郡内となっている。これは、孝徳朝に茨城評・那賀評が成立した後に茨城評の一部を那賀評が取り込む形で評域の変更があったためである。また、香島評は成立当初の6里が『和名類聚抄』では18郷と三倍増しているが、他郡の増加割合と比較するに単純な人口増とは考えられず、やはり評域の取り込みが想定され、その時期が評制下である可能性がある。これらからすれば、常陸では孝徳朝の立評の後に評域の再調整があり、その際に河内評・白壁評が成立したとも考えられよう。『風土記』にこの二郡が欠けているのもこれに関連するのかもしれない。

(2) 相模とヤマト王権

さて、足柄評を含め相模国の評の変遷は、如何なるものであろうか。史料に評段階の存在が確実なものに、高倉郡（天武紀四年・675・十月条）と三浦郡（持統紀六年・692・五月条・七月条）があるが、先の武藏国ナカ評の例にならえば、およそ次であろう（郷数は『和名類聚抄』による）。

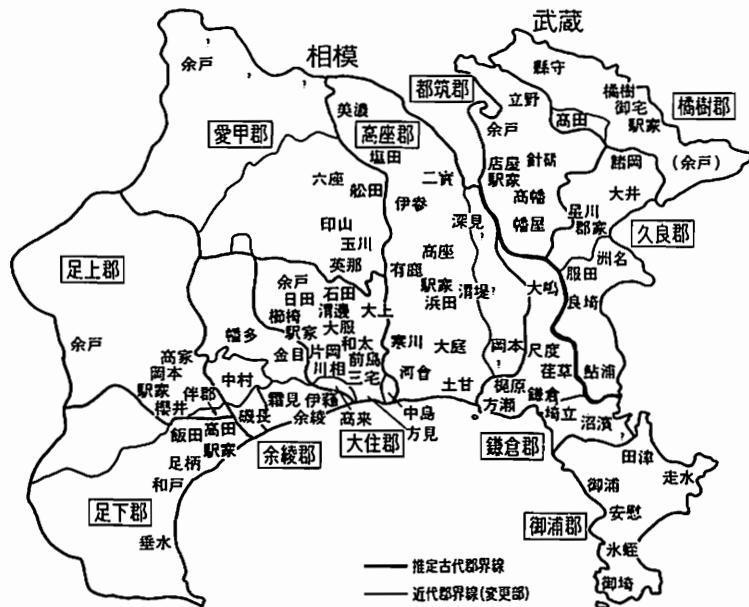
相模国の評制の変遷



この想定は、大住評・愛甲評の成立を天武朝に求めている。従来説に依るならば、孝徳朝の成立となるのだが、このように考えることもまた可能である。そして、その分割を改新詔の a 定郡規定から、飛鳥淨御原令の c 定郡条への移行に関連づけたい。すなわち、aにおいて大郡（評・30里以上）であった相武評が c により分割され、上郡（評・12~15里）の高倉評と大住評、下郡（評・4~7里）の愛甲評になったと考える。このように捉えても、何ら不都合は生じないのであるが、いかがなものであろうか。試案として提示しておきたい。なお、大住評はあるいは大隅評、愛甲評はあるいは鮎河評であった可能性がある。

ところで、この想定では、大化前代を四つのブロックに分けてみた。相武と師長は、それぞれ『国造本紀』に載る相武国造・師長国造のクニということで問題はない。愛甲郡について史料がないが、⁽²⁸⁾ 高倉郡（高座郡）と大住郡の郡司家の壬生直氏が、相武国造家の系を引くと考えられ、この三郡が相武のクニの構成範囲であろう。一方、余綾郡に磯長郷があることから師長のクニは余綾郡を中心とするものと考えられる。ただし、もともとは足柄の地も師長のクニであった可能性が高い。この点は残る鎌倉と足柄に触れることで説明したい。

先ず、鎌倉であるが、『古事記』景行天皇段にヤマトタケルの子として足鏡別王が載り、鎌倉別の祖と注されている。鎌倉別は鎌倉郡を中心に三浦半島を本拠とした氏族と思われ、相武・師長両国造と同じ地方勢力であろうが、ワケ（獲居）は辛亥年銘鉄劍によって実在が確認された5世紀以前の有力者の称号であり、景行紀四年二月条に景行の子のうち成務とヤマトタケルとイオキイリヒコを除く「七十余の子は、皆国郡に封させて、各其の国に如かしむ。故、今の時に当りて、諸国の別と謂へるは、即ち其の別王の苗裔なり。」とあるようにヤマトとの親密性が佐伯有清氏ほかに指摘されている。⁽²⁹⁾ 鎌倉別もヤマトからの派遣勢力ないしは、ヤマトに親密な在地勢力であったと考えられよう。ワケの分布を見るに、坂東諸国では鎌倉別が唯一の例であることから、佐伯氏は「別姓が成立し、存在した時代が、大和朝廷による東国（坂東以東一筆者）征服がすすめられる以前であったことを示すのであろう。」としたが、ここでもヤマトタケル説話の走水渡航が関連するのではなかろうか。すなわち、三浦半島でヤマトの進出を阻止しようとした勢力があったが、結局はヤマトに敗北した。その破れてヤマトに屈服すること



古代相模郡郷想定図：明朝体は道称なく推定のもの
（『大磯町史』1資料編より転載、原図：荒井秀規）

で親ヤマトに転じた勢力、ないしは代わってヤマトから派遣された勢力が鎌倉別と考えられる。「三浦」の字が古代には「御浦」とあることも、こうした歴史の反映であろう。

鎌倉別の勢力範囲である三浦半島は、ヤマトの東海道ルートによる東国～東北への渡河点としてミヤケ的な地（御浦）であったと考えられる。⁽³⁰⁾ 孝徳朝の立評の際には、ヤマトの直接的な支配下にあったのであり、その鎌倉評と御浦評への分離も比較的スムーズに行われたのではなかろうか。

次に、足柄であるが、ここもミヤケ的ないしはアガタ的要素が想定される。足柄とヤマトとの関係について、関口功一氏は、足柄など上下に分割されている郡は古くは「大王の直轄領的な性格を帯び」ていた地域であるとし、ミヤケとの関連を指摘している（関口1986）。前稿では、基本的には関口説によるも、新たにアガタとの関係と本稿で繰り返した如くそれらの分割が評制下に遡るものであることを指摘した。アガタやミヤケに関しては諸説あり、前稿も再考の余地があるのでここで詳説することは避けるが、何れにしてもその所在地はヤマトと関わりの深い地域であると言うことを確認しておきたい。

すなわち、添・葛城・磯城の地はヤマト王権の言はばお膝元であり、それぞれ曾布・葛木・志貴のアガタが所在し（『延喜式』祈年祭祝詞）、添県主（『新撰姓姓録』）・磯城県主（神武紀二年二月条・『新撰姓姓録』）の存在が知れ、葛城県主の存在も推測される。三嶋の地には竹村屯倉が置かれ（安閑紀元年閏十二月条）、三嶋県主（『統日本紀』神護景雲三年二月条）の存在がある。また、河内国堅上郡・堅下郡は、『統日本紀』養老四（720）年十一月二十七日条に「河内国堅上・堅下の二郡を、更めて大県郡と号く。」とあるように上下分割されていた郡が再

度一つになった事が史料に知れる唯一の例であるが、大県主（『新撰姓氏録』）が、さらに対馬の上県郡・下県郡にも対馬県主の存在が確認される。そのほか、朝倉評を前身とする筑前国上座郡・下座郡は、齊明紀七（661）年条に「朝倉〔橘樹広庭〕宮」が見え、筑後国上妻郡・下妻郡の前身である八女評と豊前国上毛郡・下毛郡の前身の御木評は、ともに景行天皇によって「御木国」「八女国」と名付けられた伝承のある土地で（景行紀十八年条），上妻郡には三宅郷・桑原郷があるが、後者の前身は安閑二年紀に載る桑原屯倉である。

以上、上下分割郡が大化前代よりヤマト王権に関係が深い土地であるとする想定は許されるであろう。足柄の地も同様と考えたい。

さて、ヤマトタケル伝承を見れば、足柄でもヤマトタケルは在地勢力を克服している。この勢力こそが後の師長国造の前身勢力ではなかろうか。師長のクニを当初より磯長郷を中心とする余縫郡（大磯町、二宮町、秦野市、中井町、大井町、平塚市の一一部、松田町の一一部）に限定する理解もあるが、とすると酒匂川流域の相模国でも最も肥沃な足柄平野には国造勢力が無いことになる。確かに、足柄平野には前方後円墳は確認されず、4世紀段階で平塚市真土大塚山古墳の被葬者に当たるような大きな勢力は見いだせないが、5世紀末には約90基からなり金銅装円頭大刀を持つ小田原市久野古墳群の形成が始まり、6世紀中葉には金銅製単鳳環頭大刀を持つ南足柄市塙田古墳群が存在し、在地勢力の空白な地域とは言い難い。そして、この中間にヤマトタケル伝承のモチーフであるヤマトの東国進出の第二波が位置することに留意したい。

関口氏は、国造の分布がない事から、足柄郡を在地勢力が稀薄で皇親家の封戸や寺封が前代より継承されていた地域と捉えた。確かに、天平七（735）年度『相模国封戸租交易帳』に足上郡岡本郷と足下郡高田郷が舎人親王、足下郡垂水郷が光明皇后の封戸であり、天平十九（747）年度『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』に足下郡倭戸郷が法隆寺封戸（天平十年施入），さらに『四天王寺御手印縁起』及び『新抄格勅符抄』に足上郡大伴郷が四天王寺の封戸となっている。9世紀前半を示す『和名類聚抄』の郷数を基にすれば、足上郡は余戸・駅家を除く4郷中2郷が封戸、足下郡は駅家を除く5郷中3郷が封戸という封戸集中地帯となり、8世紀前半にはなおさらとなる。そして、このような足柄とヤマトの関係は、そのまま評制下、さらには大化前代に遡源される。大伴郷が四天王寺の封戸であるのは蘇我氏による物部氏遺領の四天王寺施入（『日本書紀』崇峻即位前紀）によるものであろうし、法隆寺封戸もこの延長上で考えられる。館野和己氏は、推古期に王権主導による池溝・ミヤケの大規模開発が蘇我氏を中心にして行われたとするが（館野1991・92），それは足柄にも当てはまり、さらには四天王寺の封戸の所在からして足柄平野がヤマトに經營されたのが推古朝以前に遡るものと考えられる。また、後文で触れる小田原市下曾我遺跡の曾我や千代廃寺の千代の地名は、曾我は蘇我氏に、また千代は国庁に因むともされるが（山田1959・61），『播磨国風土記』に揖保郡勝部岡は推古朝にヤマトの千代勝部らを派遣して開墾したのに因るとあることや当時の田籍単位である「シロ」が「代」と表記されることを考慮すると、千代は開墾地名ではなかろうか。前出（41頁）の公

式令朝集使条にかかる『令集解』釈説が「(足柄)坂の東」を「須流河と桑花との界の内」と表現する「桑花」がソガであるならば曾我の地名は平安初期以前に遡ることになり、曾我・千代ともどもこうした推古朝の開発に因む可能性がある。さらに、倭戸郷という名称も文字通りヤマトの支配に由来するものであろう。したがって、6世紀段階に閑口説は支持されるものである。しかし、その前史を想定すべきではなかろうか。

一方、鳥養直樹氏は足柄平野を師長国造域とし(鳥養1973・80・84・87)、加藤謙吉氏や須藤智夫氏は足柄・余綾に分布が確認される丈部・丈部造氏を師長国造家に当てている(加藤1984、須藤1991)。これらを整合的に考えるならば、当初足柄・余綾に広く位置した勢力がヤマトとの関連で余綾に縮小したのが師長国造ということになる。同時に、アツマ(東国)の入り口である足柄にヤマトの拠点が置かれ、ミヤケ的・アガタ的な地となるが、その経営は從来の師長勢力を介して行われた。「走り使い」の名を持つ丈部・丈部造氏が足柄・余綾に共通して分布するのはその遺制であり、5世紀末以降の足柄の古墳群もヤマトの足柄経営の基の師長勢力の一部のものと捉えるべきとなろう。

以上、足柄の地が、ミヤケ的・アガタ的な相模国内でも最もヤマトの影響が強い地域であったことが想定された。「アツマ」の語源は「吾(あ)が端(つま)」で、それはヤマトから見た勢力圏の東の端を意味し、ヤマトタケルが足柄峠で「アツマ」と嘆くのも、アツマの入り口が足柄峠であることによる。足柄はそうしたアツマの中でもいち早くヤマトの勢力下に入り、ヤマトのアツマ(東国)進出の拠点となつた。『常陸國風土記』に見る孝徳朝に東国派遣された総領も足柄を中心に活動したことであろう(荒井1994)。それ故、次節で述べるように評制下にはその支配をより深化させるために、その評域が機械的・政治的に上下に分割されたと考えられるのである。

(3) 足柄評衡と相模「国宰所」

上下分割郡の分割線を考えるに、添上郡・添下郡は平城京の中軸線(朱雀大路の延長線)と下つ道、城上郡・城下郡は中つ道が分割線であり、葛上郡・葛下郡は忍海郡を挟むので郡境は判然としないが、忍海評成立以前は藤原京の十二条を横切る阿倍山田道(北上して上つ道)の延長線(後の条里の二十九条)で両評を分割し、その後に葛上評から後の条里の三十二条で忍海評を分評したと考えられ、また、上座郡・下座郡、上妻郡・下妻郡は西官道を一部郡境として持つ。その他、嶋上郡・嶋下郡、堅上郡・堅下郡も条里区画が分割線と想定される(服部1983)。郡境は『常陸國風土記』総記に「郡郷の境界、山河の峰谷に相続く」とある様に自然環境に依るものが多いが、どうやら上下分割郡は違うようで、後代の例を除いて、道なり条里なりの人為的ラインが郡境となつてゐるのが一般的である。それは、その分割が在地の事情ではなく、王権の思索の中で土地の高い方を上、低い方を下として、機械的に行われたことを示している。本来、初期「評」は、大化前代のクニの人間集団を単位として区画されたもの

であるが、これら上下分割郡は、先に見た定郡規定 a c 何れを採るにせよ人口増加（郷の増加）による分割には該当せず、単に令域の区画が政治的に行われたものに過ぎない。それは、それら上下分割の地が在地勢力が弱い、逆に言ってヤマトの力が強い、ミヤケ的・アガタ的な地域であったことを以て可能であった。この点、服部昌之氏が、条里地割と交通路に基づく直線的境界と幾何学的領域確定の存在を指摘し「土地利用の進んだ農耕地を中心とする土地について徹底した支配と掌握を意図した地域編成に官僚的・專制的な性格」が伺えるとしたのに従いたい（服部1983）。仁徳紀十四年十一年条に大溝を造り四万余頃の田を開墾し後の和泉監の基となつた上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊浦、安閑紀元年閏十二月条に載る三嶋の竹村ミヤケを成す上御野・下御野・上桑原・下桑原などは規模こそ違えその端的な例と言えよう。

足柄の場合も、足柄平野に自然環境による南北分割ラインは想定出来ず、その上下分割線は、条里地帯の東西線を基準に極めて機械的に行われたと考えられる。すなわち、足上郡・足下郡の郡境は近世と古代では大分相違するが、近世に足下郡である小田原市大友が古代に大伴郡（伴郡）として足上郡であり、かつ足下郡高田郷が小田原市高田に比定されることから、その中間の東西線が分割線となる。迅速図・旧図・新旧航空写真などを用いてそれを探すと、小田原市下曾我遺跡の間近を通り、また一部近世の郡境と一致する A-B の区画線（60頁図）が浮かび上がり、そのライン及びその延長線上を古東海道として古代の足上・足下郡境に想定することが出来る。つまり、足柄評は古東海道を境に上下に分割されたのである（荒井1993）。

さて、このように考えてくると、従来初期相模国府とも郡衙とも想定されてきた下曾我遺跡⁽³⁵⁾は評衙遺跡として捉え直すべきものとなる。

先に見たように三嶋評では、上下に分割された際に嶋上郡衙（高槻市郡家川西遺跡）が新設されている。同様なことが下曾我遺跡にも言えるのではなかろうか。すなわち、

- ① 足下郡足柄郷は評名と一致する事から、その中心地として足柄「評」衙または足下評・郡衙が所在した時期があり、久野古墳群を仰ぐ小田原市街地北部に比定される。
- ② 足上評・郡衙は、名称からして高家郷に所在し、足柄峠を下った坂本駅から酒匂川を渡った松田町松田惣領あたりの高台に比定される。
- ③ 下曾我遺跡は、近接の千代廃寺と共通する瓦を持ち、その成立は千代廃寺ともども七世紀後半に遡る可能性がある評・郡衙または国府に関連する遺跡である。

の条件のもと、

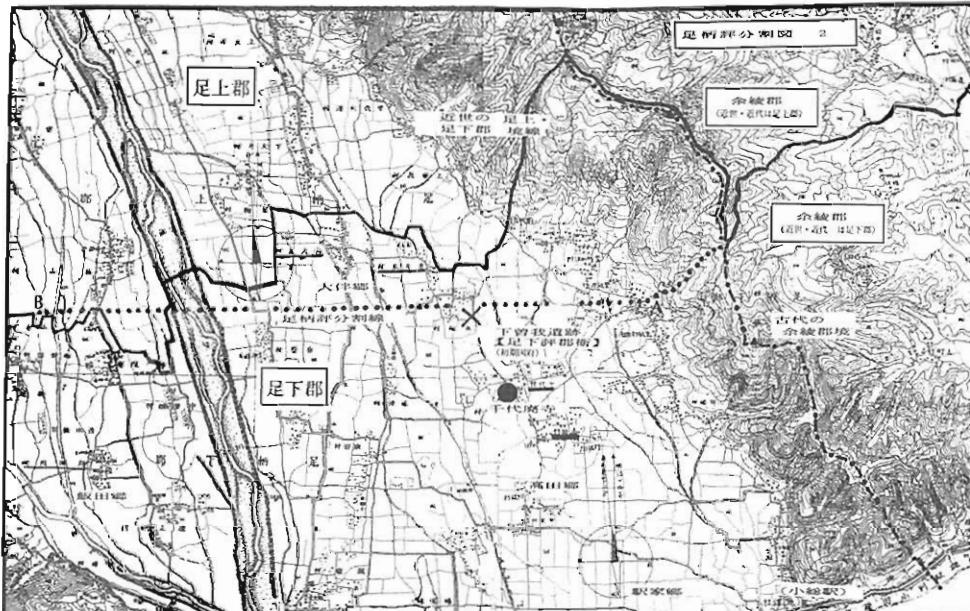
- ⑦ 足柄「評」の上下分割に伴い足柄「評」衙（足柄郷）は廃絶し、足柄上評・郡衙が高家郷に、足下評・郡衙が高田郷（下曾我遺跡）に新建された。千代廃寺は足下評造家の氏寺。
- ⑧ 足柄「評」の上下分割に伴い足柄「評」衙（足柄郷）は足柄下評・郡衙に継承され、足柄上評・郡衙が高家郷に新建された。この場合に下曾我遺跡は評衙とはならず初期相模国府に関連する遺跡となり、千代廃寺は初期国分寺に転用された可能性が高い。
- ⑨ 足柄「評」の上下分割に伴い足柄「評」衙（足柄郷）は廃絶し、足柄上評・郡衙が高家郷

に、足下評・郡衙が高田郷（下曾我遺跡）に新建された。千代廢寺は足下評造家の氏寺。の三案が想定されるが、②案が妥当ではなかろうか。下曾我遺跡に関しては、出土した「□□□神丸」銘付札木簡を郡名を書く事を必要とするまでもない米の貢進木簡であるとして同遺跡を足下郡衙ないしはそれに関する官衙施設とした鈴木靖民氏の解釈（鈴木1990・91）が説得的であり、さらには千代廢寺の存在から足下郡衙説を説く國平健三氏の理解（國平1990・91）もある。しかし、その一方で初期相模國府が足柄にあったとする近時では木下 良氏に代表される足柄國府説（木下1974・84・91）は、鎌倉期以前の小田原市国府津（弘安元年。1278 日蓮書状、神奈川県企画調整部1973 868号文書）、戦国期以前の小田原市府川（永禄二年。1559『小田原衆所領役帳』）の地名を考えたとき魅力的であり、足柄「評」の分割理由を「国宰所」の設置に求めた場合に成立する可能性が十分あると思われるからである。

すなわち、私見としては⑦案を採り、足下評衡に「国宰所」が併設したと推定する。この「国宰所」とは、その所在地をめぐって問題が多い初期相模國府とは一線を画すものである。
國府の発掘事例は8世紀、特に中頃以降のものであり、それ以前の國府の所在については不明な部分が多い。いったい、それ以前の國司（国宰）はどこに所在したのであろうか。相模の場合に國司の初見は、『日本書紀』持統六（692）年五月七日条に

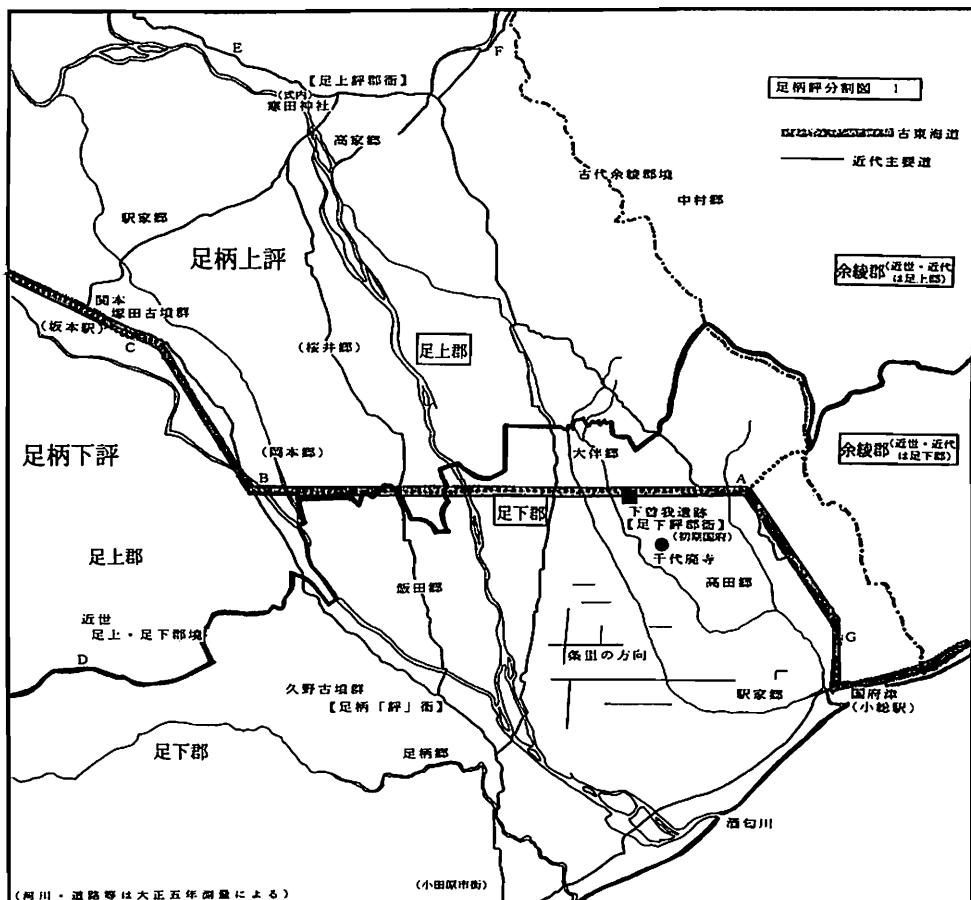
相模國司、赤鳥の雛二隻献れり。御浦郡に獲たりと申す。
であり、同年七月二日条には、

相模國司布施朝臣色布智等と御浦郡少領一氏名を欠せりと一、赤鳥を獲たる者鹿嶋臣櫻樟と
に、位及び録を賜ふ。三浦郡の二年の調役服す。



足柄評の分割ライン（その1）：（財）日本地図センター発行　迅速測図原図（明治15年）復刻版をもとに作成（荒井1993より転載、作成：荒井委規）

神奈川古代史素描（荒井）



足柄評の分割ライン（その2） 荒井1993より転載、作成：荒井秀規

とあって国司名も確認される。ここで「郡」「国司」とあるのは「評」「国宰」とすべきが正しいが、既に持統朝にその相模国宰が相模国内に派遣されていたことは疑うべくもない。その駐在地が「国宰所」であり、それは当時足下評衙（下曾我遺跡及び周辺域）に併設されていたのではなかろうか。全国的に国衙に先行する評・郡衙構が確認されていて、『出雲國風土記』に「国府たる息宇郡衙」とあり、初期出雲国府が先に成立している息宇郡衙に依存したものであることが発掘調査からも裏付けられている（山中1994）。国府成立以前には、評・郡衙に国宰・国司が駐在したのであろう。

相模の場合も、本格的国府が—ここではその所在地を問わないことにするが—、8世紀第2四半期に成立するまでの間、国宰・国司は足下評・郡衙に居を置いた。そして、それは前代よりの足柄がヤマトとの関連が深い地であることに由来するのであり、足柄評の分割は、天武朝の令制国制定や飛鳥淨御原令の施行に伴う国宰の派遣を受ける「国宰所」の設置に伴い、足柄の支配を深化させるために行われたのではなかろうか、というのが現在の私の足柄に対するイメージである。

おわりに

最後に本稿の古代神奈川の鳥瞰を掲げるが、はじめに述べたように、本稿は考古学、とくには古墳に関する知見を消化しきれていない。神奈川の古墳に関しては、最近のものに限っても、村田文夫『古代の南武藏』(1993)、遠藤秀樹『古墳時代の神奈川』(1995) や望月幹夫(1986・91)・須藤智夫(1991・92・95)・西川修一(1991)・北川吉明(1991)・比田井克二(1993)・近野正幸(1993)・大塚淑夫(1994・95)・浜田晋介(1996) 氏等の論考があり、それ以前にも多くの集積がある。これら古墳研究の成果と本稿の内容とがどこまで、一致するのかしないのか、多くの方の御教示・御叱正を賜りながら、今後文献史学・考古学両面からの考察を加え修正して行くことにしたいと思う。⁽³⁸⁾

3世紀末			
～4世紀	ヤマトの東国進出第一波		
	真土大塚山古墳・加瀬白山古墳	宝葉山古墳	
	秋葉山古墳群・觀音松古墳	亀甲山古墳	
4世紀末			芝丸山古墳
～5世紀	ヤマトの東国進出第二波→ヤマトタケル伝承	野毛大塚古墳	
	足柄(師長)勢力の抵抗と服属		
	→足柄にヤマトの拠点設置	王賜銘鉄劍	
	相武勢力の抵抗と服属		
	三浦半島勢力の抵抗と服属→鎌倉別の成立		
	南武藏と相模の分離→相模・武藏境界の派生		
5世紀末		雄略朝471辛亥年銘鉄劍	
～6世紀	久野古墳群	安閑朝	武藏国の内乱
	塚田古墳群		
		↓	
		南武藏にミヤケ設置	
6世紀末	推古朝 足柄の開発		
～7世紀			
	孝徳朝 初期「評」制の全国的施行		
	天武朝 諸国国境・評境の確定→足柄評・相武評の分割		
	→下曾我遺跡の成立(足下評衙・国宰所)		
8世紀	702 郡制施行		
	771 武藏国の東海道編入		

本稿の内容の一部を、「神奈川古代史研究会」及び「相模の古代を考える会」で報告する機会を頂戴し貴重な御意見を戴きましたこと、さらに多賀城漆紙について御教示戴いた平川 南氏、三輪田遺跡出土木簡の写真提供を戴いた古川市教育委員会と同鈴木勝彦氏、同木簡の存在の御教示を戴いた鈴木靖民氏、岡宿遺跡の資料提供を戴いた岡部町教育委員会と同鳥羽政之氏に感謝申し上げ、憶測に憶測を加えた冗長な論を閉じることにしたい。

[追記]

本稿、脱稿後、神奈川県考古学会より、2月22日開催の「考古学入門講座 神奈川の古墳—その出現と展開—」の御案内を戴いた。報告内容を反映できていないのが残念である。御了解願いたい。(1998. 2. 3 記)

註

- (1) サガミは奈良時代の諸資料（文書・木簡・墨書き土器・調庸布銘・正倉院藏伎楽面裏書）に「相摸」であり、「相摸」と表記されるようになったのは平安期の文書を見るに平安後期以降と思われるが（調査途中）、以下便宜的に「相模」を使用する。
- (2) この点は、考古学サイドからも相模の古墳研究が取り上げられることが比較的少ないこともあろう。例えば1997年2月に開催された東北・関東前方後円墳研究大会「横穴式石室と前方後円墳」（埼玉県立博物館）でも、各地域ごとの報告に南武藏はあっても相模は報告者が立てられていない状況がある。
- (3) ヤマトタケル説話が雄略を主たるモチーフとすることは、吉田1982・吉村1989など参照。また近時、直木1994が雄略に加えて、雄略の父親にヤマトタケルのモチーフを求めるのが注目される。
- (4) 坂本1981は「焼遣」と採り、焼き捨てる行為として地名とはとらない。
- (5) ヤマトタケル説話と駿河の関係は、近時のものとして原1993を参照されたい。
- (6) アヅマや坂東の範囲の変遷については、平野1986・87a・b、荒井1994を参照されたい。
- (7) 虎尾1995により、「五万四千卅七束」を「五万四百卅七束」に直す。また、この規定が承和十一年を遡らぬこともこれによる。
- (8) 宮城県多賀城跡調査研究所1979は「□〔相カ〕□〔摸カ〕□〔国カ〕□□」とするが、写真版を見るに「相摸国」は確実であり、平川 南氏の御教示によれば続く一字は「御」であり、「相摸国御浦郡」と復原されるとのことである。
- (9) 最近の成果として、大田区立郷土博物館1992があり、清水1992・甘粕1992などを収める。後者は講演録であるが甘粕1970の修正案となっている。
- (10) 横渟に関しては、北武藏の横見郡（埼玉県比企郡吉見町・東松山市周辺）に当てる通説に対して、八王子市横山町を遺称とする説があり、後者の場合にすべて南武藏の範囲ということになるが、その場合に多磨との関係が問題となる。ひとまず本文の記載に留めたい。
- (11) 宝菜山古墳・亀甲古墳の年代に関して、大田区立郷土博物館編集のものを参照するに、1992が4世紀末と4世紀末～5世紀初、1995の表が4世紀末と5世紀初頭、1997が4世紀前半と4世紀後半とあって半世紀程度のずれがあり、またこの間の大田区教育委員会1994では4世紀後半と4世紀末とするなど評価がわかれ。これは、近年調査された野毛大塚古墳の年代をどう捉えるかに起因するが、いずれもそれよりは遡るという点では一致する。その他、大田区の古墳の編年は上記を参考に勘案した。また、港区芝丸山古墳も異論はあるが5世紀初頭説に従った。
- (12) 同様な推定は、西川1991がより精査を行っているので、参照されたい。本稿との関係では、西川氏がA「東海道沿い」・B「大山街道沿い」とした2ルートが合わせ第一波となり、第二波と対比される。もちろん、ここで「波」としているのは、それぞれ各一回の進出があったと言う意味ではない。4世紀末とされる福島県会津大塚山古墳が三角縁神獣鏡を持つことを採るならば、第一波の中には、東北へと前進したものもあったことになる。この第一波は古代官道に遡る中原街道に沿っている（藤沢市教育委員会1997）。後代の官道の派生の初源がここにあろう。なお、千葉県小見川町城山1号墳も三角縁神獣鏡が出土しているが、6世紀後半の古墳であり、考察の対象とならない。

- (13) 野毛大塚古墳調査会1992・93の甘粕 健氏の見解を参照した。
- (14) 中世以前の相模・武藏国境が境川というよりも多摩丘陵である点は、河野1996を参照。
- (15) 黒1955を1982で修正。また葛野の範囲についても再考し、綏喜郡を除き宇治郡を加えるが、その一方久世郡・宇治郡を除く案も示している。
- (16) 荒井1993で、孝徳朝の全国立「評」期の分割を大和国城上・城下・添上・添下・葛上・葛下郡、筑前国上座・下座郡、対馬国上県・下県郡、初期「評」→評制移行期の分割を筑後国上妻・下妻郡、河内国大県郡(堅上・堅下)、摂津国嶋上・嶋下郡、相模国足上・足下郡とした。初期「評」と評の相違は後述する。
- (17) 『続日本後紀』承和十(843)年五月八日条に、それ以前に小郡(三郷)から四郷になっており、改めて下郡とするとある。
- (18) この木簡発見以前の坂本1991は、カミ郡・ナカ郡の分割を想定せずシモ郡を榛沢郡とするが、この理解だとカミ郡とナカ郡と間に児玉郡が位置する理由が説明されない。後述の葛城の分割の例とも合わせ、カミ・ナカ・シモの中間に位置する地域はその何れかからの分立と考えるのが妥当であろう。なお、坂本氏は、幡羅郡の霜見郷をシモに関連するものと推測している。ならば、本稿のように幡羅郡をシモ郡とし、シモ評→シモ郡がある時期にカミに語呂を合わせる形でシモミ郡となり、さらに帰化人の入植との関係で幡羅郡となり、中心地域が幡羅郷となつたとするのも一案になると思う。
- (19) 『日本書紀』天武十二(683)年十二月十七日条・十三年十月一日条・十四年十月十七日。
- (20) 今泉1969は、若狭国・丹後国において、大宝令制下の構成郡がすべて評制下に成立していることを指摘し、大宝令施行に伴う郡の分割が全国的に行われなかつた例としている。しかし、それが孝徳朝以降に分評を受けてないとする確証はない。
- (21) その他、黒当初案を受けるのは米田1976、磯貝1978ほかかなりあるが、その多くは「弟国評」木簡の発見や黒修正案以前のものであるから、批判することは出来ない。問題は、黒修正案以後に黒当初案や井上・八木・磯貝氏らの説をそのまま受け取ることが少くないことがある。
- (22) 井上・八木両氏の考察は、もっぱらbの典拠が大宝令文dではなく飛鳥淨御原令文であることを論じるなかでa定郡規定に触れるものであり、aが大化期当時のものである可能性はもとより考慮の対象になつてない。この点は、bの典拠をdとして井上説を批判する今泉1969も同様である。後文で触れるようにaとは別にbを両氏の如く捉えることは、「郡」字のみ大宝令による潤色とした上で、成立する可能性もあるものである。
- (23) その他、a定郡規定を改新期の内容とするものに、米田1976、磯貝1978、新野1981などがある。
- (24) 齊明朝に因幡国水依評から高草評の分評(「伊福部氏系図」)、天智朝に伊勢国多氣評から飯野評の分評(『皇大神宮儀式帳』)、伊予国伊予評から越智評の分評(『日本靈異記』上巻第十七)、但馬国養父評から朝来評の分評(『粟鹿大神元紀』)など、森1987を参照。
- (25) 藤原宮出土木簡に「吉備中国下道評二万マ里」(奈良県教育委員会1969b、37号木簡)と「加夜評」(奈良県教育委員会1969a、102号木簡)が、飛鳥池の藤原宮期の堆積層より出土した木簡に「吉備道中国加夜評葦守里」(橋本1992)があり、備前国上道郡と備中国下道郡及び中間の備前国御野郡、備中国都宇・窟屋・賀夜郡の四郡の評制段階での成立が想定されるが、上道郡と下道郡は隣接せず、応神紀の吉備氏始祖伝承を省みるに下道郡(評)が史料に確認されない「下道県(評)」ではなく「川嶋県(評)」の系をひくと考えられることから、当該地域の分割は大化前代に遡り、上道郡(評)・下道郡(評)は地域の上下分割に因む名称ではなく、上道臣・下道臣の氏族による後の命名によるものと考えられるので、ここでは除外する。
- (26) 鮑波評について、狩野1990は、平群郡への編入を大宝令の施行に伴うものとするが、必ずしも証明が

なく、黛当初案を受けたものと考えられる。ならば、これも大宝令ではなく飛鳥淨御原令の施行に伴う編入と考えることも可能である。

- ⑦ 山中1994は、「三嶋評衛もこの地に宮まれ、嶋上・嶋下二郡に分割後は、嶋上郡衛として継承された蓋然性が高い。」としたが、7世紀末以降のものであるならば、三嶋評衛とは別に考えるべきではなかろうか。氏自身は大宝令施行の際に全国的な郡の分割を疑問とされているのであるが、三嶋評に関しては、「黛弘道氏が明らかにした山背国葛野郡の分割例のように、大宝令施行期での評の再分割によって成立した郡があったことは確かであり、摂津国三嶋評が上下に分けられたのもこの段階と想定されている。」としているように、背景には修正前の黛案がある。
- ⑧ 『統日本後紀』承和七（840）年二月二五日条、承和八年八月四日条。また海老名市本郷遺跡出土の墨書土器に「壬」・「生」が多數あることが関係しよう。
- ⑨ 佐伯1970。その他、上田1962は王族説、山尾1968はヤマト王権と婚姻のある地方勢力としている。
- ⑩ 加藤1984も三浦半島に大田部直氏が分布することからミヤケの設定を推測する。また須藤1991は、後文（60頁）で引用するように持統朝に祥瑞である赤鳥が御浦郡から報告されていることも、三浦半島にヤマトとの支配力が伝統的に強かった証左の一つとしている。
- ⑪ アガタとミヤケに関しては諸説ある。ここでは、アガタは本来は大王家の家政機関に直結し、貢納・労役にあたるトモの貢進団体として畿内を中心に設置されたものだが、やがては領域をも示すようになり、クニの下級組織として大化の改新後の初期「評」の前身となったと解しておきたい。なお、荒井1993では、『日本書紀』・『風土記』の「某県」をアガタと捉えた。前稿の本旨に相違や支障は無いが、本稿では山尾1968や小林1996に従い、それらはアガタそのものを指すものではなく後の「評」や「郡」と同様な区画を意味していると訂正したい。なお、『日本書紀』大化元年八月五日条に「戸籍を造り、并せて田畠を校ふべし」と使者が派遣された「倭国六県」については、前稿でも小林説同様に高市・葛上・葛下・忍海・十市・城上・城下・山辺・添上・添下の各郡域としたが、山尾説が例外として『延喜式』祈年祭祝詞に見る「六御県」の高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布のアガタとする通説を採用したように、特殊例であり再検討の必要を感じている。本稿では、後文のように解しておく。またミヤケは、ヤマト王権の多様な目的による政治的・軍事的拠点であり、本質的には直轄的な田地を伴うものとしておきたい。
- ⑫ 相武国造家が壬生直姓であることも、推古十五年（607）の壬生部設定と関係があろう。
- ⑬ 大和国の郡境と条里の関係は、服部1983、木村1987を参照。
- ⑭ 海を挟む上郡郡・下郡郡は論外として、上毛郡・下毛郡には確認されない。なお、嶋上郡十一条・十二条は、それぞれ嶋下郡一条・二条に重なっている。これには郡境が南北方向の直線ではなく出入りがあったためとする理解もあるが、金田1985が指摘するように摂津国の中里プランの成立は天平勝宝八年（756）以降であり、その中里プランの交差も三島評の上下分割当初に遡るものではない。三島評の平野部の場合には中里地割に沿って余りに直線的に分割したため従来の耕地経営が分断されたのを、中里プラン設定の際にその郡境を越えた部分を両郡に適宜出入する形で経営形態を維持したので交差する中里プランの設定になったではなかろうか。田令従便近条が郡を越える口分田の班給を禁じ国郡境が変更された場合をその例外としているのが適用されたと考える。
- ⑮ 下曾我遺跡と千代廃寺に関しては、國學院大學考古学資料室1973、小田原市教育委員会1972及び、木下1974・84・91、鈴木1990・91、國平1990・91、前場1993などを参照されたい。
- ⑯ 小田原市上府中・下府中は明治二年の成立地名であり、考察対象にならない。
- ⑰ 相模国府は、『和名類聚抄』が示す大住郡（平塚）から十巻本『伊呂波字類抄』が示す余綾群（大磯）に移動しているが、当初より平塚とする理解のほかに、国分寺が高座郡（海老名）にあること、または

千代廢寺を初期国分寺と見ることにより、大住国府以前の初期国府に高座国府または足柄国府（小田原）を求める説があり、戦前より議論が続いている。この件に関する研究史は荒井1995を参照されたい。近時の見解として、明石新1995a・b・96が当初より大住説、國平1995・97が高座説を主張する。また、足柄国府説は木下1974・84・91を参照されたい。

③特に、大塚1994・95が指摘する4世紀末に足柄平野を地震・洪水など大災害が襲ったとする視点は、本稿の考察に直接関連するものであるが、今回は踏まえられなかった。今後の検討を期したい。

引用文献

- 明石 新 1995a 「発掘から見た相模国府」『国史学』156 國學院大學史学会
- 明石 新 1995b 「相模国府域の様相—国府域内の集落の分析を通して—」『考古論叢 神奈川』4
- 明石 新 1996 「相模国「国厨家」について—平塚市四之宮所在の稻荷前A遺跡の性格について—」『自然と文化』19 平塚市博物館
- 甘粕 健 1970 「武藏国造の反乱」 旧版『古代の日本』7 関東 角川書店
- 甘粕 健 1995 「「武藏国造の反乱」の再検討」『武藏国造の乱—考古学で読む『日本書紀』—』東京美術
- 荒井秀規 1993 「相模国足柄評の上下分割をめぐって—評・郡の分割に関する予察として—」『市史研究あしがら』5
- 荒井秀規 1994 「「東国」とアツマーヤマトから見た東国—」『古代東国の民衆と社会』名著出版
- 荒井秀規 1995 「相模国府の所在をめぐる研究動向と今後の課題」『国史学』156 國學院大學史学会
- 磯貝正義 1978 「郡司任用制度の基礎的研究」『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館 初出は1962
- 井上光貞 1985 「大化改新の詔の研究」『井上光貞著作集』1 岩波書店 初出は1964
- 今泉隆雄 1969 「八世紀郡領の任用と出自」『史学雑誌』81—12
- 上田正昭 1960 『日本武尊』吉川弘文館
- 上田正昭 1962 「大和国家の構造」 旧版『岩波講座日本歴史』2 岩波書店
- 遠藤秀樹 1995 『古墳時代の神奈川』川崎教育文化研究所
- 大田区立郷土博物館 1992 『大田区古墳ガイドブック』大田区土木部公園課
- 大田区立郷土博物館 1995 『武藏国造の乱—考古学で読む『日本書紀』—』東京美術
- 大田区立郷土博物館 1997 『大昔の大田区』
- 大田区教育委員会 1994 『考古学からの大田区』
- 大津 透 1992 「大化改新と東国国司」 新版『古代の日本』8 関東 角川書店
- 大塚淑夫 1994 「西相模地方の古墳文化 その1」『東海大学高中紀要』30
- 大塚淑夫 1995 「西相模地方の古墳文化 その2—考古学から見た「師長国」—」『東海大学紀要・初等中等教育』31
- 岡部町教育委員会 1995 『中宿遺跡—推定・榛沢郡正倉跡の調査—』(鳥羽政之担当)
- 岡部町教育委員会 1997a 『中宿遺跡II』(鳥羽政之担当)
- 岡部町教育委員会 1997b 『熊野遺跡』(鳥羽政之担当)
- 小田原市教育委員会 1972 『小田原市文化財調査報告書』5
- 加藤謙吉 1984 「相模の豪族とミヤケ」『宮久保木簡と古代の相模』有隣堂
- 加藤 優 1981 「1980年出土の木簡 奈良・藤原宮跡」『木簡研究』3
- 神奈川県企画調整部 1973 『神奈川県史』資料編2 古代・中世2
- 狩野 久 1990 「額田部連と飽波評—七世紀史研究の一視角—」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会 初出は1984
- 鎌田元一 1977 「評の成立と国造」『日本史研究』176

- 北川吉明 1991 「相模川流域における前期古墳の成立」『秋葉山古墳群』海老名市秋葉山古墳群遺跡調査団
- 木下 良 1974 「相模国府の所在について」『人文研究』59 神奈川大学
- 木下 良 1984 「相模の国府と駅」『宮久保木簡と古代の相模』有隣堂
- 木下 良 1991 「相模の国府について」『大磯町史研究』創刊号
- 木村芳一 1987 『奈良県史』4 条里制 名著出版
- 金田章裕 1985 『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂
- 國平健三 1990 「初期相模国府の所在地について—造瓦技法の比較と分布から見た場合—」上 『えびな歴史』創刊号
- 國平健三 1991 「初期相模国府の所在地について—造瓦技法の比較と分布から見た場合—」下 『えびな歴史』2
- 國平健三 1995 「相模国府の論点一大住府はどこまで遡る—」『国史学』156 國學院大學史学会
- 國平健三 1997 「相模国府研究の現状—発掘調査成果による大住府についての検討1—」『神奈川県立博物館研究報告・人文科学』23
- 河野喜映 1996 「多摩丘陵南側の武藏と相模の国境について」『多摩考古』26
- 國學院大學考古学資料室 1973 『國學院大學考古学資料室要覧 下曾我遺跡出土物』
- 小林敏夫 1996 『古代王権と県・県主制の研究』吉川弘文館
- 近野正幸 1993 「高塚古墳研究の現状と課題」『かながわの考古学』3 神奈川県立埋蔵文化財センター
- 佐伯有清 1970 「日本古代の別（和氣）とその実態」『日本古代の政治と社会』吉川弘文館 初出は1962
- 坂本和俊 1991 「榛沢郡の成立前夜」北武藏古代文化研究会ほか主催シンポジウム『中宿遺跡を考える』レジュメ
- 坂本太郎 1981 「相模国と日本武尊」『神奈川県史だより』27
- 篠川 賢 1996 「大化改新」と国造制』『日本古代国造制の研究』吉川弘文館 初出は1985
- 清水昭博・和田 萃・鶴見泰寿 1996 「1995年出土の木簡 奈良・飛鳥京跡」『木簡研究』18
- 清水久男 1995 「武藏国造の乱」への招待『武藏国造の乱—考古学で読む『日本書紀』—』東京美術
- 鈴木靖民 1990 「神奈川県内出土の木簡」川崎市市民ミュージアム特別展『木簡』
- 鈴木靖民 1991 「下曾我遺跡と出土木簡」『木簡研究』13
- 須藤智夫 1991 「古墳時代相模の基礎的考察」『考古学の世界』7 学習院考古会
- 須藤智夫 1992 「古墳時代相模の軍事基盤に関する覚書」『考古学の世界』8 学習院考古会
- 須藤智夫 1995 「古墳時代相模における在地社会の一様相—後期の各種副葬品から見た在地勢力の動向—」『考古学の世界』10 学習院考古会
- 関 和彦 1994 「古代東国の民衆と社会 総論」『古代東国の民衆と社会』名著出版
- 関口功一 1986 「長田郡と足柄郡—地域編成区部としての「上」・「下」—」『史苑』45—1 立教大学史学会
- 前場幸治 1993 「古瓦考—相模国分寺千代台廃寺考—」冬青社 初出は1980
- 館野和己 1991 「ミヤケ制再論」『奈良古代史論集』2 奈良古代史談話会
- 館野和己 1992 「畿内のミヤケ・ミタ」新版『古代の日本』5 近畿 I 角川書店
- 虎尾俊哉 1995 「延喜稻数量の誤り」『古代東北と律令法』吉川弘文館 初出は1953
- 鳥養直樹 1973 「律令国家形成過程における在地権力の動向—東国、とくに武相を中心にして—」『神奈川県史研究』21
- 鳥養直樹 1980 「律令国家形成期における在地首長の動き—相模を例として—」『古代天皇制と社会構造』東京堂書籍

- 鳥養直樹 1984 「相武国造領の歴史地理的考察」『莊園制社会と身分構造』東京堂書籍
- 鳥養直樹 1987 「日本古代国家研究に求められているもの—地域史研究の立場から—」『神奈川地域史研究』6
- 直木孝次郎 1994 「ヤマトタケル物語の成立」『大阪市文化財論集』大阪市文化財協会
- 奈良県教育委員会 1969a 『藤原宮』
- 奈良県教育委員会 1969b 『藤原宮跡出土木簡概報』
- 新野直吉 1981 『国造と県主』至文堂
- 西川修一 1991 「弥生の路・古墳の路—神奈川の場合—」『古代』92 早稲田大学考古学会
- 野毛大塚古墳調査会 1992 『野毛大塚古墳—第4～6次調査概報—』
- 野毛大塚古墳調査会 1993 『野毛大塚古墳II—第7次調査概報—』
- 橋本義則 1992 「1991年出土の木簡 奈良・飛鳥池遺跡」『木簡研究』14
- 服部昌之 1983 「国郡制の編成」『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂 初出は1958
- 浜田晋介 1996 「古代橋樹郡の古墳の基礎的研究」『加瀬古墳群の研究I』川崎市市民ミュージアム
- 原秀三郎 1993 「王権と東方への道」 新版『古代の日本』7 中部 角川書店
- 比田井克二 1993 「西相模における五世紀の社会構成—その基礎的把握—」『西相模考古』2
- 平野邦雄 1986 「古代ヤマトの世界観」『史論』39 東京女子大学
- 平野邦雄 1987a 「ヤマトから見た「東国」とは何か」『明日香風』21
- 平野邦雄 1987b 「いま歴史学から「古代」を見る」『国文学』32-2
- 古川市教育委員会 1997 『三輪田遺跡・発掘調査現地説明会資料（8月2日）』
- 藤沢市教育委員会 1997 『神奈川の古代道』
- 黛 弘道 1955 「山城国葛野郡の分割—国郡制成立史上の一問題」『統日本紀研究』2-8
- 黛 弘道 1982 『律令国家成立史の研究』吉川弘文館
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1979 『多賀城漆紙文書』
- 村田文夫 1993 『古代の南武藏—多摩川流域の考古学』有隣堂
- 望月幹夫 1986 「古墳時代における地域社会の一様相—相模川流域の前・中期古墳を中心として—」『東京国立博物館紀要』22
- 望月幹夫 1991 「西相模の前期古墳」『足下に眠る歴史西相模の三・四世紀』東海大学校地内遺跡調査団
- 木簡学会 1990 『日本古代木簡選』岩波書店
- 森 公章 1987 「評の成立と評造」『日本史研究』299
- 八木 充 1968 「国郡制の成立」『律令国家成立過程の研究』塙書房 初出は1963
- 山尾幸久 1968a 「日本古代国家の形成過程」『立命館文学』278・279
- 山尾幸久 1968b 「大化改新論序説」『思想』529・531 岩波書店
- 山田弘道 1959 「地名からみた国府」『地名学研究』8
- 山田弘道 1961 「統地名から見た国府（四）」『地名学研究』18
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙の研究』塙書房
- 吉田 孝 1982 「酒折宮の説話の背景」『甲斐の地域史的展開』雄山閣出版
- 吉村武彦 1989 「大和王権と古代東国」『千葉史学』15
- 米田雄介 1976 「評の成立と構造」『郡司の研究』法政大学出版会 初出も1976